別紙

概要版

「令和６年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について

令和７年10月　東京都教育庁指導部

都における問題行動等調査の目的

児童・生徒の問題行動等について、都内全公立学校の状況を分析し、実態把握を行うことにより、児童・生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に係る施策の企画・立案・実施・評価を行う。

また、都教育委員会ホームページに資料を掲載し、都民に対し、児童・生徒の問題行動等の状況や都教育委員会の取組、今後の対応等について、広く理解を求めるとともに、都内区市町村教育委員会や学校等が、いじめや暴力行為、不登校等の対策に関わる取組状況を把握し、その課題・解決策を明確にし、児童・生徒一人一人の社会的資質や行動力の向上を図ることができるようにする。

１　暴力行為の状況
（１）発生件数
（２）暴力行為が発生した学校数
（３）１校当たりの発生件数
（４）対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の状況
（５）学年別加害児童・生徒数
（６）東京都教育委員会の取組

２　いじめの状況
（１）「認知件数」と「解消しているものの割合」
（２）１校当たりの認知件数
（３）いじめを認知した学校数の割合
（４）学年別いじめの認知件数
（５）いじめの発見のきっかけ
（６）いじめられた児童・生徒の相談状況
（７）いじめの態様
（８）法第２８条第１項に規定する「重大事態」
（９）重大事態以前のいじめの対応、調査
（10）東京都教育委員会の取組

３　小・中学校における長期欠席の状況
（１）長期欠席児童・生徒数
（２）不登校出現率・学校復帰率
（３）新規不登校児童・生徒数の推移
（４）不登校継続率の推移
（５）新規不登校児童・生徒数及び不登校継続率の推移
（６）不登校児童・生徒について把握した事実
（７）東京都教育委員会の取組

４　高等学校における長期欠席・中途退学等の状況
（１）長期欠席生徒数
（２）不登校出現率・学校復帰率
（３）新規不登校生徒数の推移
（４）中途退学・原級留置者数
（５）東京都教育委員会の取組

※　本資料作成に当たっては、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」情報を利用した。統計法に基づく申出の上、承諾を得ている。

1 暴力行為の状況　（1）発生件数

○　令和６年度における暴力行為の発生件数は、3,955件であり、令和５年度と比較すると小学校、中学校、高等学校それぞれの校種で増加し、合計で623件増加した。
○　平成27年度から令和６年度までの暴力行為の発生件数の推移をみると、小学校では増加傾向にあり、中学校では減少傾向であったが近年増加傾向にあり、高等学校では、低い水準で推移している。

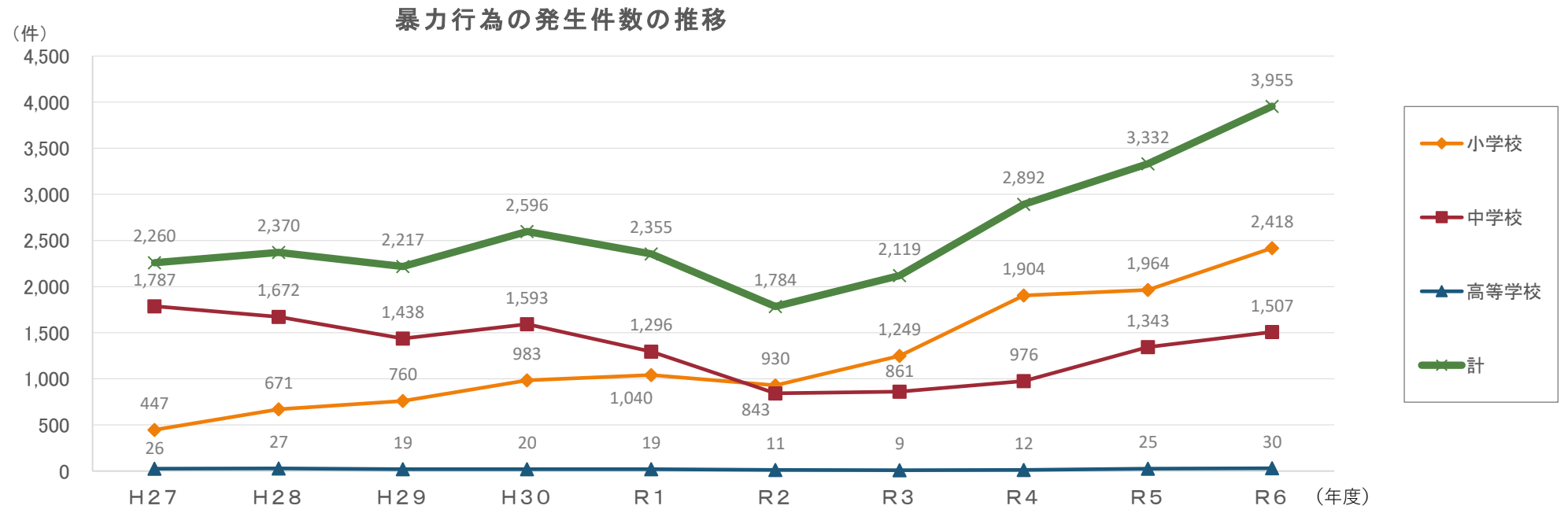

【都】	H２７	H２８	H２９	H３０	R１	R２	R３	R４	R５	R６
小学校	447	671	760	983	1,040	930 (52.1%)	1,249 (59.0%)	1,904 (65.8%)	1,964 (58.9%)	2,418 (61.1%)
	418 29	649 22	707 53	924 59	1,006 34					
中学校	1,787	1,672	1,438	1,593	1,296	843 (47.3%)	861 (40.6%)	976 (33.7%)	1,343 (40.3%)	1,507 (38.1%)
	1,659 128	1,576 96	1,363 75	1,537 56	1,232 64					
高等学校	26	27	19	20	19	11 (0.6%)	9 (0.4%)	12 (0.4%)	25 (0.8%)	30 (0.8%)
	19 7	13 14	9 10	10 10	9 10					
計	2,260	2,370	2,217	2,596	2,355	1,784 (100.0%)	2,119 (100.0%)	2,892 (100.0%)	3,332 (100.0%)	3,955 (100.0%)
	2,096 164	2,238 132	2,079 138	2,471 125	2,247 108					

【国】R６
82,997(64.4%)
40,039(31.1%)
5,823(4.5%)
128,859(100.0%)

※　表の上段：発生件数〔件〕と（全件に対する割合）　下段：左は学校の管理下、右は学校の管理下以外の件数〔件〕

※　令和２年度分調査から、「『学校の管理下』、『学校の管理下以外』のいずれかで発生したかにかかわらず、自校の児童・生徒が行った暴力行為を対象にすること」と変更された。

※　【国】は、国公私立のデータ

1 暴力行為の状況　（２）暴力行為が発生した学校数

○　令和６年度において、暴力行為が発生した学校数は、676校であり、全体の32.5%となっている。小学校は373校（29.4%）、中学校は281校（45.2%）、高等学校は22校（11.5%）であった。
○　令和６年度における暴力行為が発生した学校数の割合を、国の状況と比較すると、都の方が、12.6ポイント低くなっている。

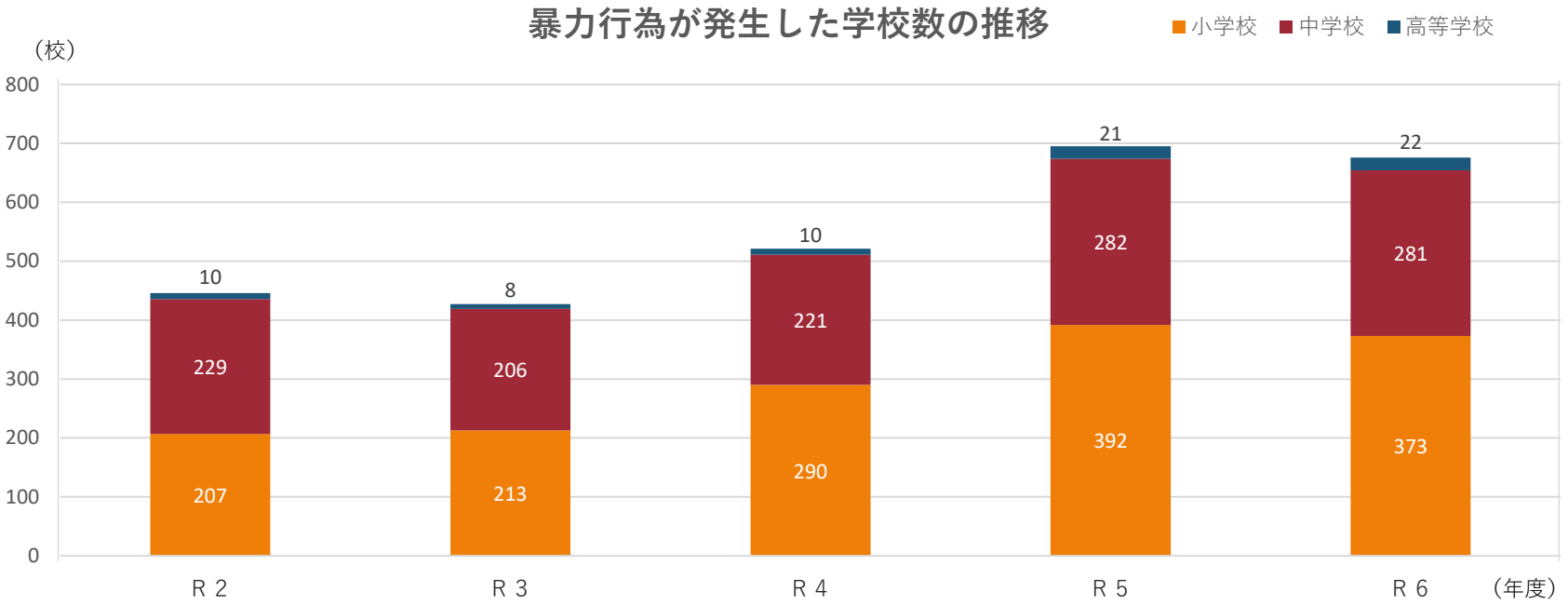

【都】	R２	R３	R４	R５	R６
小学校	207（16.2%）	213（16.7%）	290（22.8%）	392（30.9%）	373（29.4%）
	1,275	1,274	1,274	1,270	1,269
中学校	229（36.8%）	206（33.1%）	221（35.5%）	282（45.4%）	281（45.2%）
	623	622	622	621	622
高等学校	10（5.2%）	8（4.2%）	10（5.2%）	21（10.9%）	22（11.5%）
	191	192	192	192	192
計	446（21.3%）	427（20.5%）	521（25.0%）	695（33.4%）	676（32.5%）
	2,089	2,088	2,088	2,083	2,083

【国】　R６
7,939（41.7%）
19,060
5,351（52.6%）
10,179
2,127（42.8%）
4,968
15,417（45.1%）
34,207

※　表の上段：発生学校数〔校〕　（　）は暴力行為が発生した学校の割合　下段：学校数〔校〕

※【国】は、国公私立のデータ

1 暴力行為の状況　（３）１校当たりの発生件数

○　令和６年度における１校当たりの発生件数は、1.90件であり、令和２年度から増加傾向にある。
○　平成27年度から令和６年度までの推移をみると、小学校では増加傾向にある。中学校では令和２年度まで減少傾向であったが、その後増加傾向にある。
　高等学校においては、低い水準で推移している。

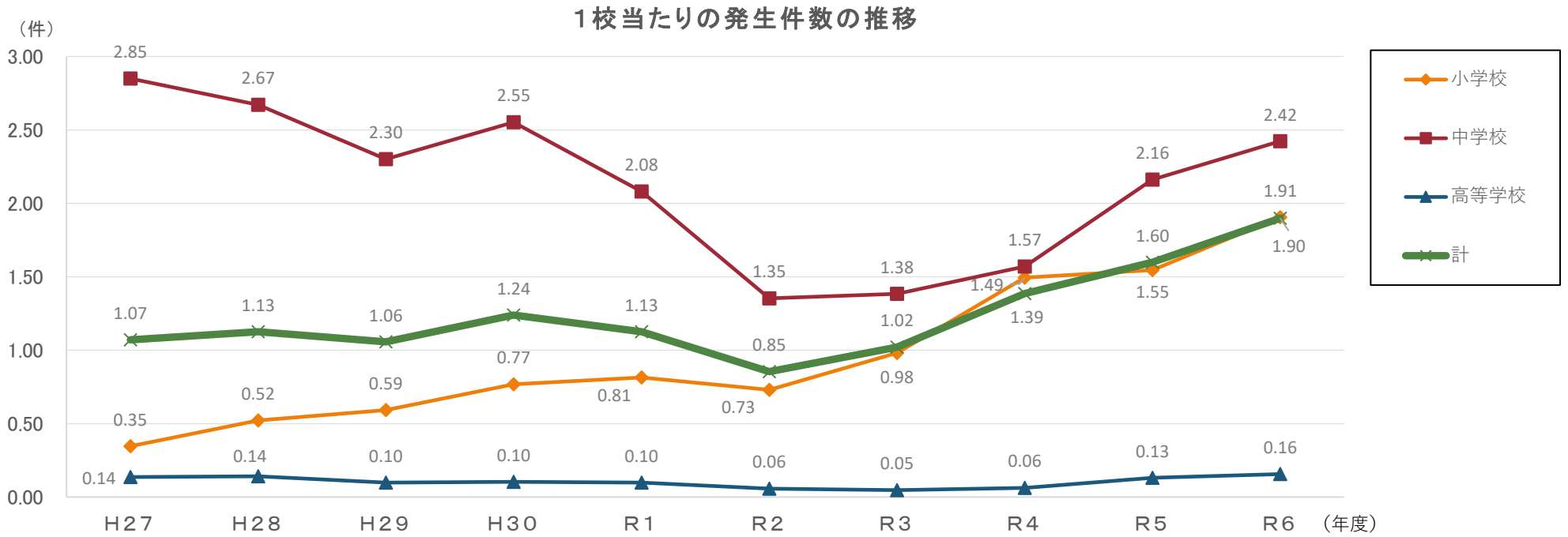

【都】	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	【国】Ｒ６
小学校	447	671	760	983	1,040	930	1,249	1,904	1,964	2,418	82,997
	0.35	0.52	0.59	0.77	0.81	0.73	0.98	1.49	1.55	1.91	4.35
中学校	1,787	1,672	1,438	1,593	1,296	843	861	976	1,343	1,507	40,039
	2.85	2.67	2.30	2.55	2.08	1.35	1.38	1.57	2.16	2.42	3.93
高等学校	26	27	19	20	19	11	9	12	25	30	5,823
	0.14	0.14	0.10	0.10	0.10	0.06	0.05	0.06	0.13	0.16	1.17
計	2,260	2,370	2,217	2,596	2,355	1,784	2,119	2,892	3,332	3,955	128,859
	1.07	1.13	1.06	1.24	1.13	0.85	1.02	1.39	1.60	1.90	3.77

※　表の上段：発生件数〔件〕　下段：１校当たりの発生件数〔件〕

※　【国】は、国公私立のデータ

1 暴力行為の状況　（４）対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の状況

○　小学校では、全ての暴力行為において増加傾向にあり、中学校では、全ての暴力行為について減少傾向であったが近年増加傾向にある。
　高等学校では、全ての暴力行為について低い水準で推移している。
○　どの校種においても暴力行為において生徒間暴力が占める割合が大きい。

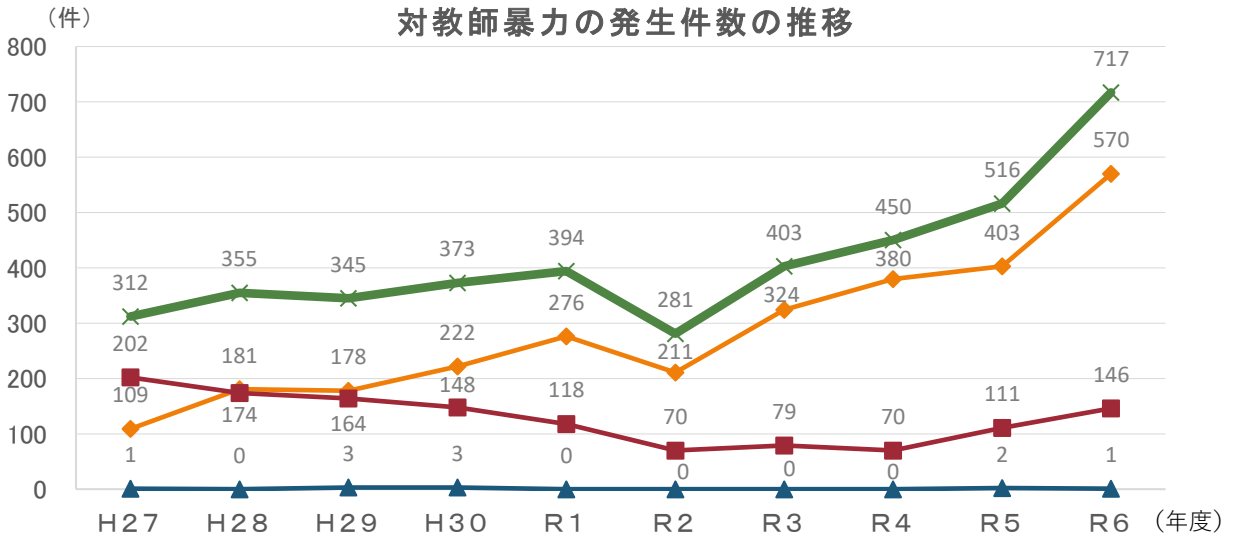

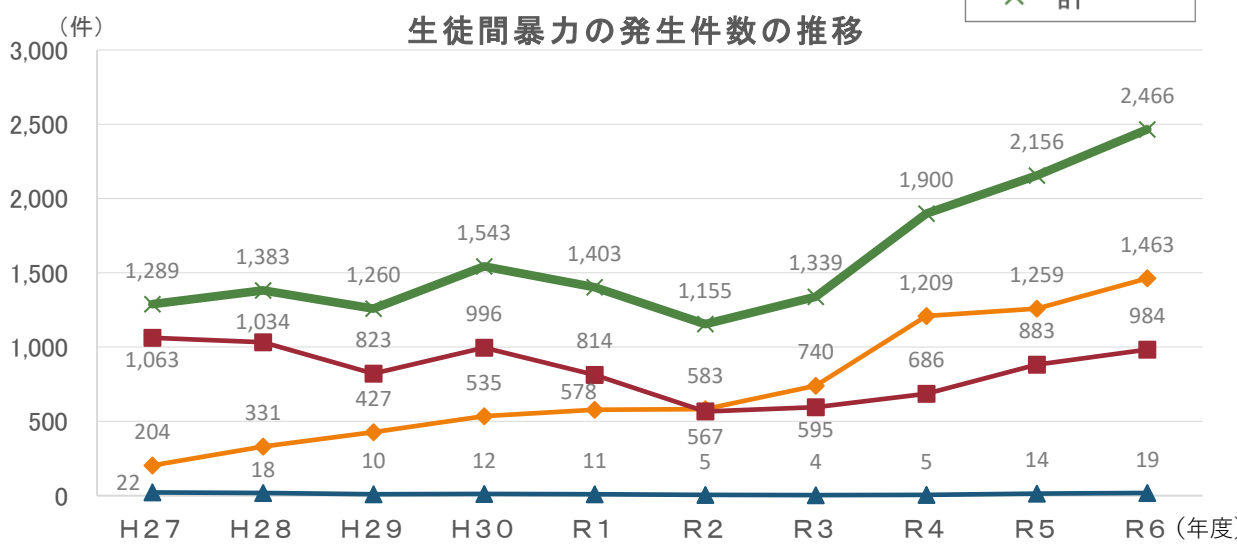

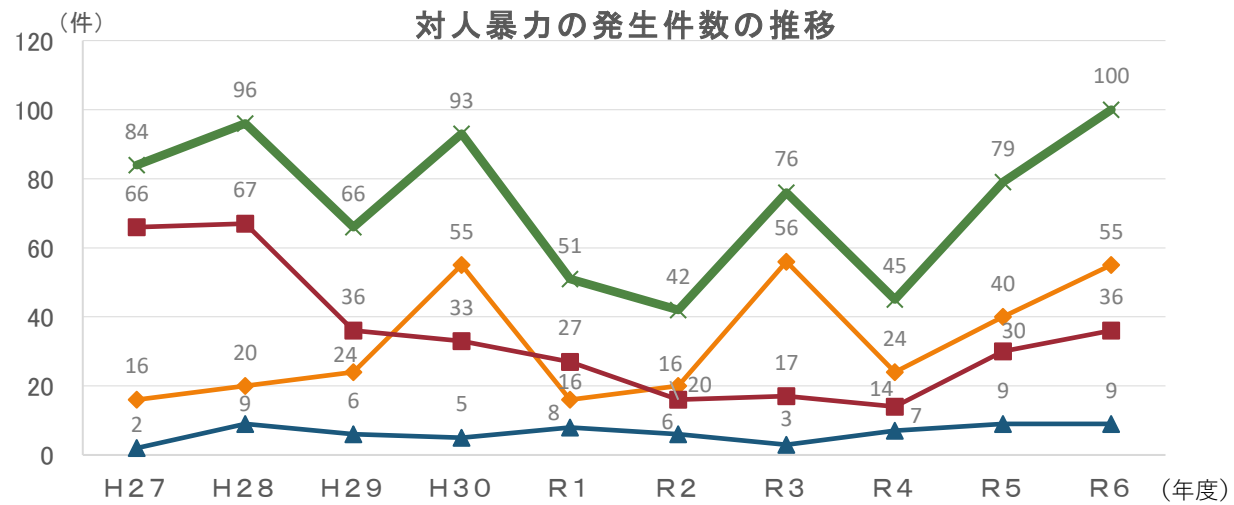

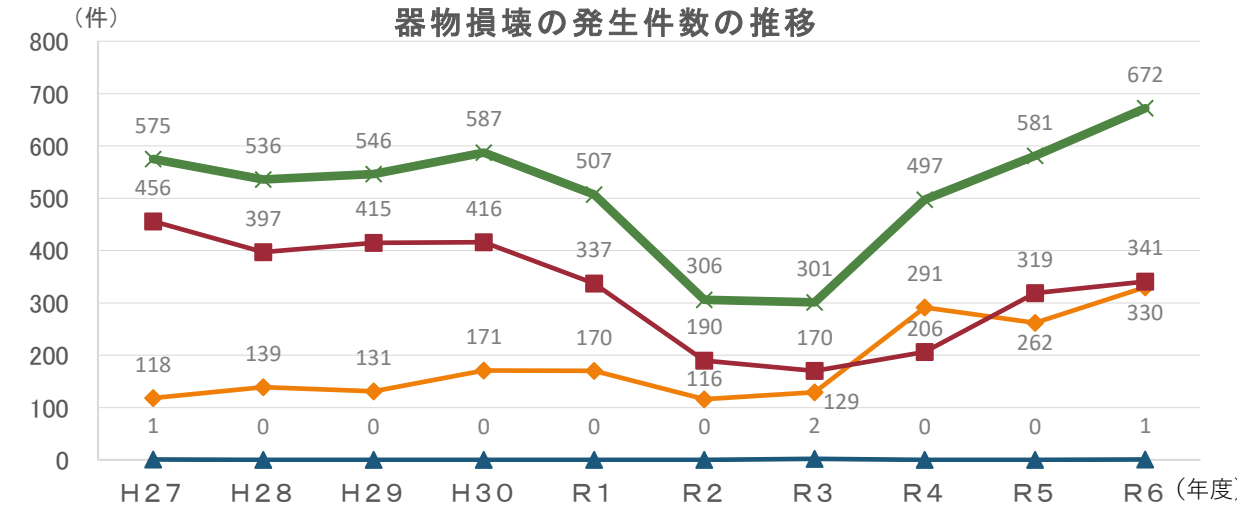

※「器物損壊」は学校の管理下、他は学校の管理下と学校の管理下外を合わせた件数。

1 暴力行為の状況　（５）学年別加害児童・生徒数

○　令和６年度の学年別の加害児童・生徒数は、令和４年度、令和５年度と比較すると、小６及び高２を除き、全ての学年において増加している。
○　校種ごとの学年別の割合は、小学校では小２（18.7%）が、中学校では中１（45.1%）が、高等学校では高１（48.9%）が一番多い傾向にある。

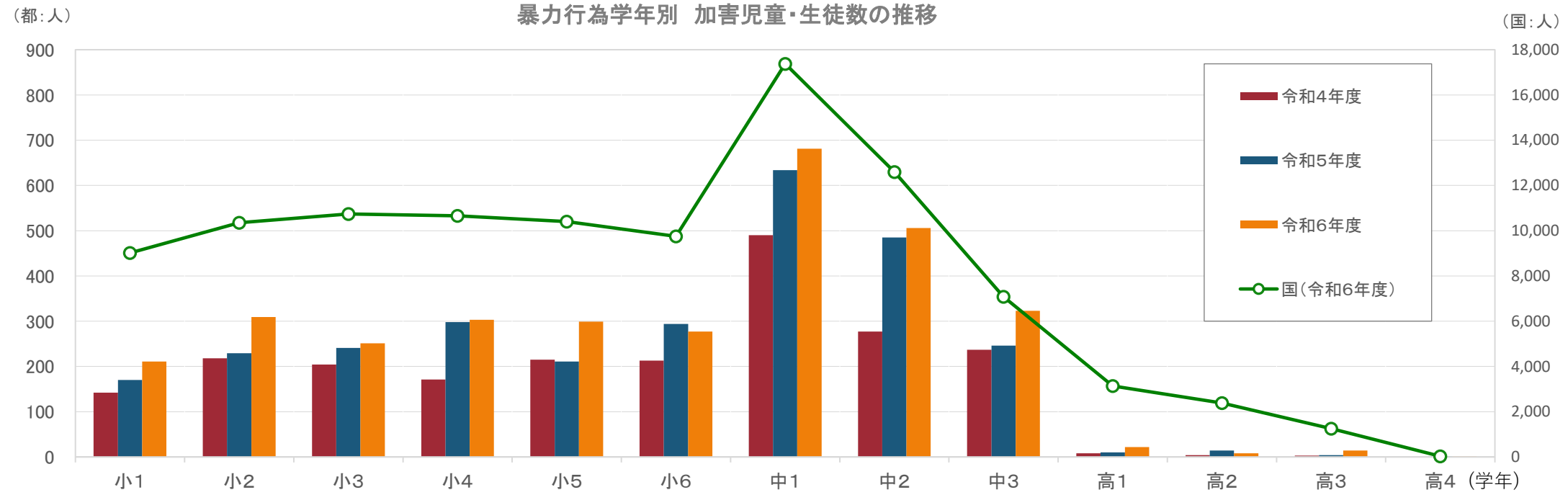

【都】	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高4
令和4年度	142	218	204	171	215	213	490	277	237	8	4	3	0
	12.2%	18.7%	17.5%	14.7%	18.5%	18.3%	48.8%	27.6%	23.6%	53.3%	26.7%	20.0%	0.0%
令和5年度	170	229	241	298	211	294	634	485	246	10	14	4	1
	11.8%	15.9%	16.7%	20.7%	14.6%	20.4%	46.4%	35.5%	18.0%	34.5%	48.3%	13.8%	3.4%
令和6年度	211	309	251	303	299	277	681	506	323	22	8	14	1
	12.8%	18.7%	15.2%	18.4%	18.1%	16.8%	45.1%	33.5%	21.4%	48.9%	17.8%	31.1%	2.2%

【国】令和6年度	9,015	10,357	10,743	10,656	10,400	9,753	17,378	12,593	7,080	3,135	2,378	1,253	30
	14.8%	17.0%	17.6%	17.5%	17.1%	16.0%	46.9%	34.0%	19.1%	46.1%	35.0%	18.4%	0.4%

※　表の上段：加害児童・生徒数〔人〕　下段（青字）：校種ごとのその学年が占める割合

1 暴力行為の状況　（６）東京都教育委員会の取組

継続した取組

ア　生活指導に関わる通知の発出等で問題行動の再発防止の徹底
イ　都内公立小・中・高等学校等に心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置
ウ　暴力行為のない学校づくりリーフレット「みんなで育てよう！安心して過ごせる学校作りに向けた想いや行動」の周知・啓発
エ　「生活指導担当指導主事連絡会」、「生活指導等連絡会」、「生活指導担当者連絡会」などにおいて、区市町村教育委員会や学校と連携した指導の充実
オ　全教職員を対象とした、全ての児童・生徒が安心して生活できる学校づくりなどに関する研修の実施
カ　スクールカウンセラーに対し、「児童・生徒の安全性の確保」や暴力行為の防止に関する研修の実施

今後の取組

ア　令和６年６月に東京都教育委員会が作成した指導資料「暴力行為のない学校づくりリーフレット」を用いた研修を実施するとともに、全公立学校で暴力行為防止のための研修が行えるよう、生活指導担当指導主事連絡会において改めて周知する。
イ　全教職員が、生活指導の基礎を改めて確認できるよう、令和７年９月に東京都教育委員会が作成したオンデマンド型の研修教材「暴力行為のない学校づくりに向けて」を生活指導担当指導主事連絡会で周知し、活用を図る。

２ いじめの状況　（１）「認知件数」と「解消しているものの割合」

○　令和６年度のいじめの認知件数は、77,479件である。平成27年度から増加傾向にあり、令和２年度に減少したが、令和３年度以降、再度増加傾向にある。
○　解消しているものの割合は、近年８割程度で推移していて、令和６年度は76.6%であった。

いじめの認知件数の推移

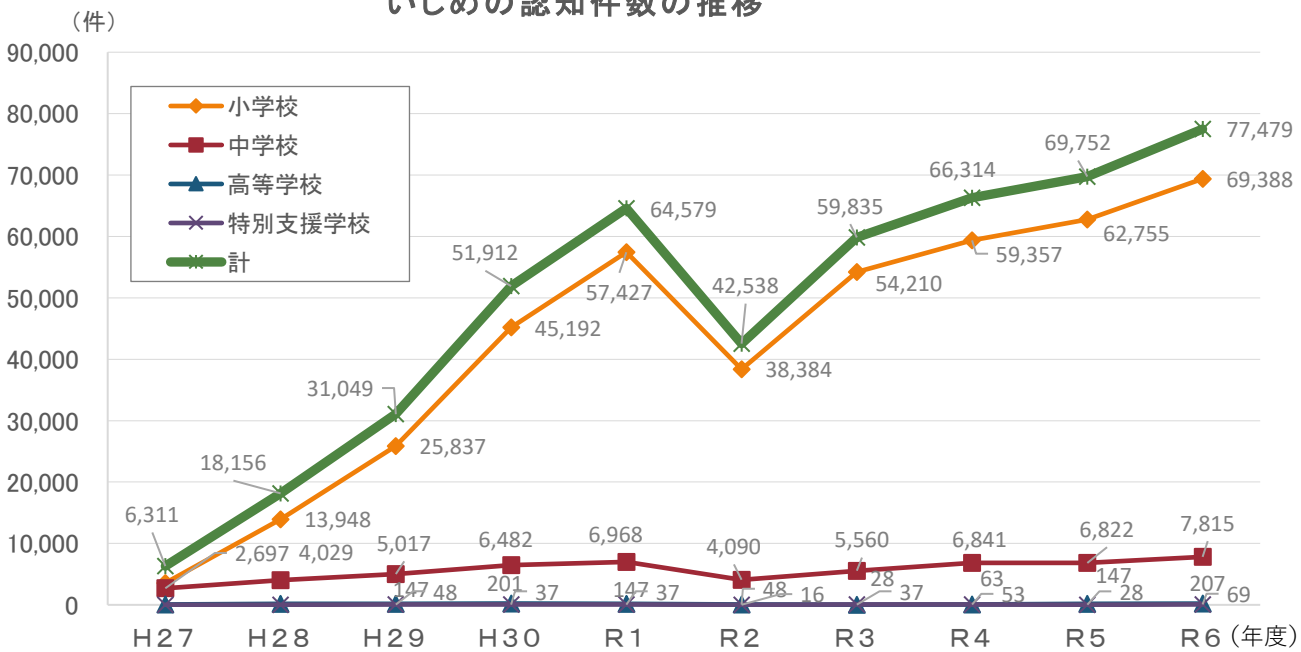

解消しているもの（日常的に観察継続中）の割合

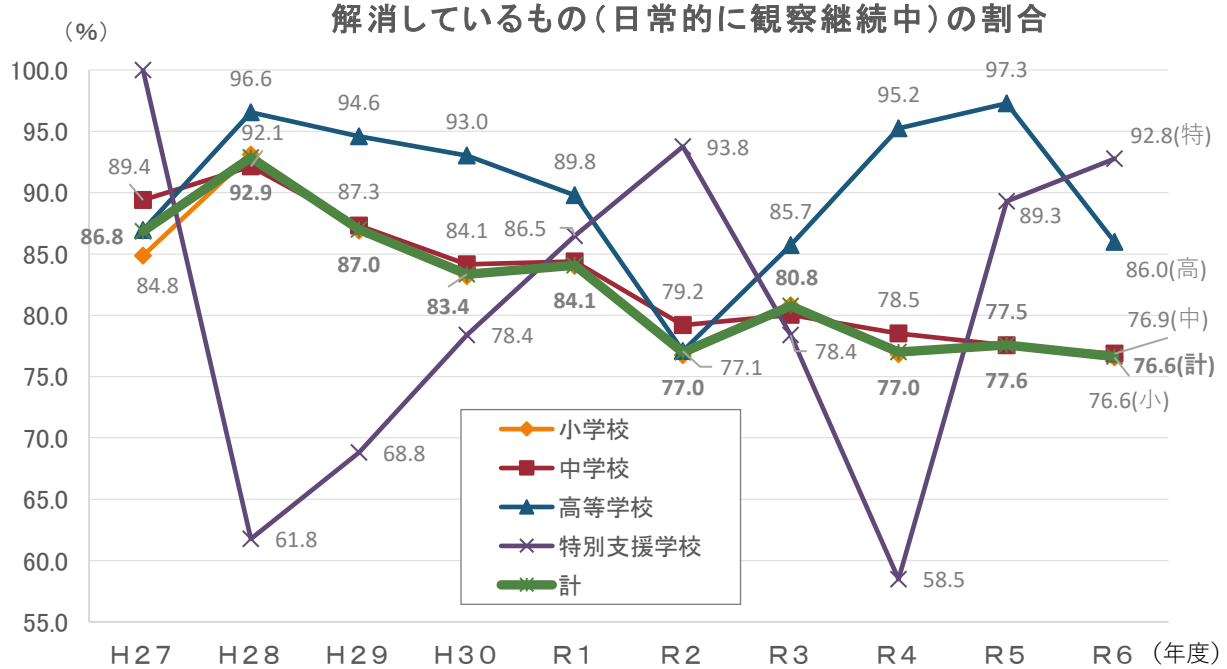

【都】	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	【国】Ｒ６
小学校	3,557	13,948	25,837	45,192	57,427	38,384	54,210	59,357	62,755	69,388	610,612
	3,018(84.8%)	12,987(93.1%)	22,451(86.9%)	37,599(83.2%)	48,249(84.0%)	29,456(76.7%)	43,814(80.8%)	45,604(76.8%)	48,662(77.5%)	53,123(76.6%)	466,509(76.4%)
中学校	2,697	4,029	5,017	6,482	6,968	4,090	5,560	6,841	6,822	7,815	135,865
	2,411(89.4%)	3,712(92.1%)	4,382(87.3%)	5,454(84.1%)	5,881(84.4%)	3,239(79.2%)	4,450(80.0%)	5,372(78.5%)	5,290(77.5%)	6,007(76.9%)	101,777(74.9%)
高等学校	46	145	147	201	147	48	28	63	147	207	18,891
	40(87.0%)	140(96.6%)	139(94.6%)	187(93.0%)	132(89.8%)	37(77.1%)	24(85.7%)	60(95.2%)	143(97.3%)	178(86.0%)	14,362(76.0%)
特別支援学校	11	34	48	37	37	16	37	53	28	69	3,654
	11(100.0%)	21(61.8%)	33(68.8%)	29(78.4%)	32(86.5%)	15(93.8%)	29(78.4%)	31(58.5%)	25(89.3%)	64(92.8%)	2,701(73.9%)
計	6,311	18,156	31,049	51,912	64,579	42,538	59,835	66,314	69,752	77,479	769,022
	5,480(86.8%)	16,860(92.9%)	27,005(87.0%)	43,269(83.4%)	54,294(84.1%)	32,747(77.0%)	48,317(80.8%)	51,067(77.0%)	54,120(77.6%)	59,372(76.6%)	585,349（76.1%）

※　表の上段：認知件数〔件〕　下段：解消しているもの件数〔件〕と（その割合）

※　【国】は、国公私立のデータ

２ いじめの状況　（２）１校当たりの認知件数

○　令和６年度における１校当たりの認知件数は、35.4件である。
○　小・中学校では、平成27年度から令和元年度まで増加傾向にあり、令和２年度に減少したが、令和３年度以降、再度増加傾向にある。
○　高等学校、特別支援学校の１校当たりの認知件数は、横ばいで推移している。

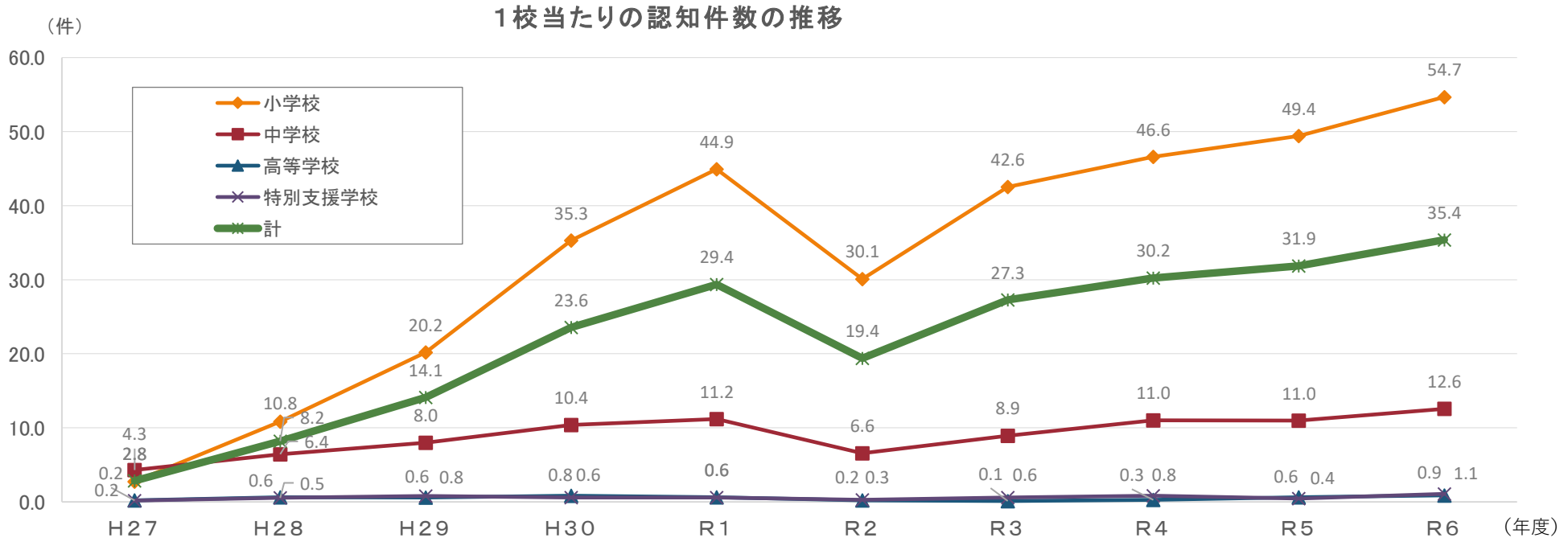

【都】	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	【国】Ｒ６
小学校	65.6%	73.0%	82.8%	93.4%	95.0%	90.9%	94.3%	96.2%	98.3%	98.5%	91.0%
	2.8	10.8	20.2	35.3	44.9	30.1	42.6	46.6	49.4	54.7	32.0
中学校	76.1%	79.9%	84.3%	92.8%	91.5%	87.2%	89.4%	92.3%	93.7%	94.5%	86.6%
	4.3	6.4	8.0	10.4	11.2	6.6	8.9	11.0	11.0	12.6	13.3
高等学校	12.7%	28.3%	31.2%	37.6%	30.8%	14.8%	8.1%	17.9%	32.5%	41.0%	62.8%
	0.2	0.6	0.6	0.8	0.6	0.2	0.1	0.3	0.6	0.9	3.4
特別支援学校	11.3%	15.9%	14.5%	17.7%	16.1%	9.8%	14.5%	28.6%	22.2%	21.9%	45.6%
	0.2	0.5	0.8	0.6	0.6	0.3	0.6	0.8	0.4	1.1	3.1
計	61.4%	68.5%	75.8%	85.1%	84.9%	79.4%	81.4%	84.8%	87.8%	89.0%	83.9%
	2.8	8.2	14.1	23.6	29.4	19.4	27.3	30.2	31.9	35.4	21.4

※　表の上段：いじめを認知した学校の割合　下段：１校当たりの認知件数〔件〕

※　【国】は、国公私立のデータ

2 いじめの状況　（３）いじめを認知した学校数の割合

○　令和６年度におけるいじめを認知した学校数の割合は、89.0%であり、現在のいじめの定義に変更された平成25年度以降最大値となった。
○　小・中学校では９割以上の学校がいじめを認知している。高等学校では41.0%、特別支援学校では21.9%となっている。小・中・高等学校で、いじめを認知した学校数の割合が、平成25年度以降最大値となっている。

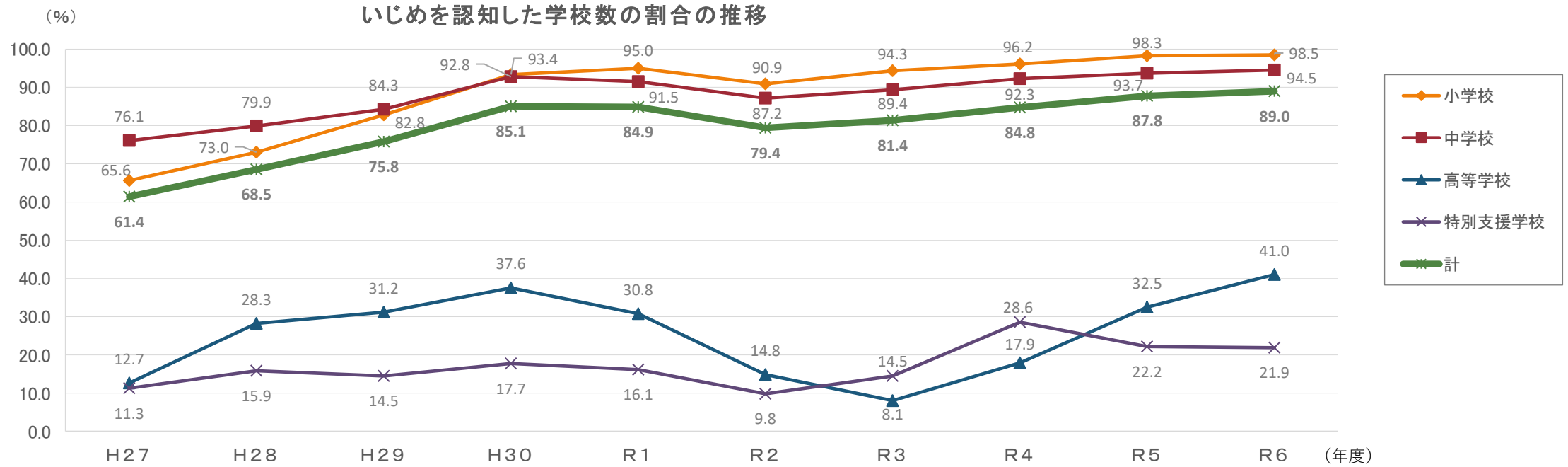

【都】	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	【国】Ｒ６
小学校	848(65.6%)	939(73.0%)	1,062(82.8%)	1,195(93.4%)	1,214(95.0%)	1,159(90.9%)	1,202(94.3%)	1,225(96.2%)	1,248(98.3%)	1,250(98.5%)	17,347（91.0%）
	1,292	1,286	1,282	1,280	1,278	1,275	1,274	1,274	1,270	1,269	19,060
中学校	477(76.1%)	500(79.9%)	527(84.3%)	579(92.8%)	570(91.5%)	543(87.2%)	556(89.4%)	574(92.3%)	582(93.7%)	588(94.5%)	8,816（86.6%）
	627	626	625	624	623	623	622	622	621	622	10,179
高等学校	30(12.7%)	67(28.3%)	74(31.2%)	89(37.6%)	73(30.8%)	35(14.8%)	19(8.1%)	42(17.9%)	76(32.5%)	96(41.0%)	3,499（62.8%）
	237	237	237	237	237	236	236	234	234	234	5,575
特別支援学校	7(11.3%)	10(15.9%)	9(14.5%)	11(17.7%)	10(16.1%)	6(9.8%)	9(14.5%)	18(28.6%)	14(22.2%)	14(21.9%)	542（45.6%）
	62	63	62	62	62	61	62	63	63	64	1,189
計	1,362(61.4%)	1,516(68.5%)	1,672(75.8%)	1,874(85.1%)	1,867(84.9%)	1,743(79.4%)	1,786(81.4%)	1,859(84.8%)	1,920(87.8%)	1,948(89.0%)	30,204（83.9%）
	2,218	2,212	2,206	2,203	2,200	2,195	2,194	2,193	2,188	2,189	36,003

※　表の上段：いじめを認知した学校数〔校〕と（その割合）　下段：学校数〔校・課程〕

※　【国】は、国公私立のデータ

2 いじめの状況　（４）学年別 いじめの認知件数

○　令和６年度における学年別のいじめの認知件数は、令和５年度と比較して全ての学年で増加している。
○　校種ごとに、学年別の傾向をみると、小学校は小１（20.9%）、中学校は中１（52.7%）、高等学校は高１（57.0%）が、一番多くなっている。

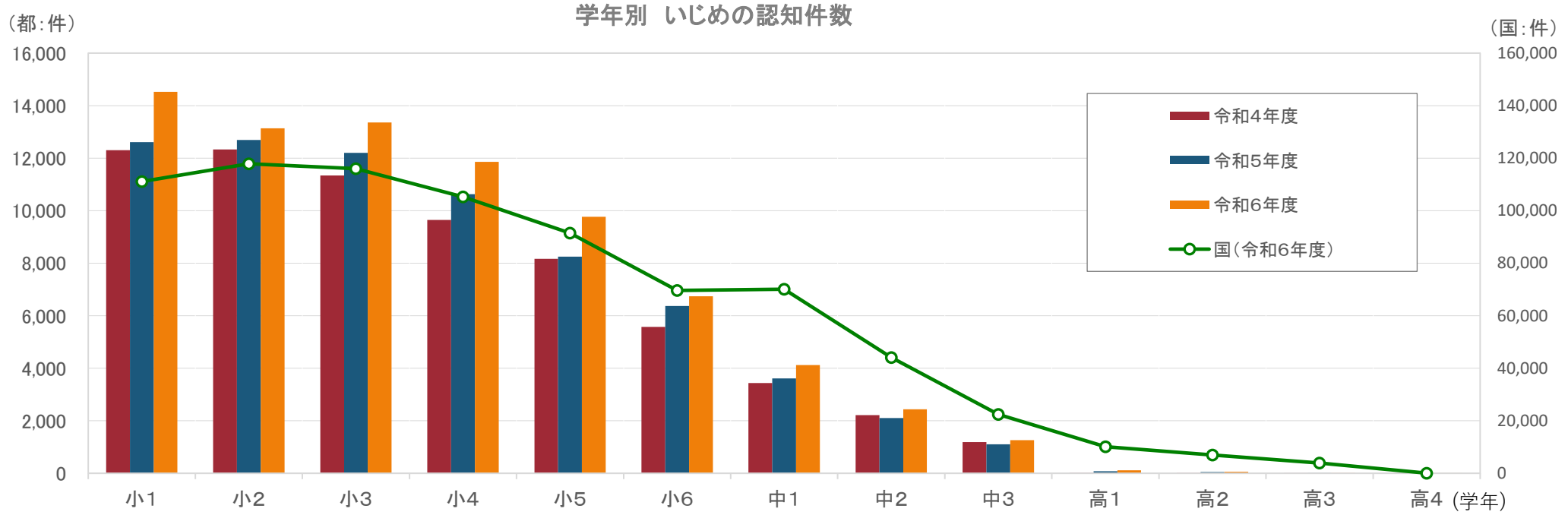

【都】	小１	小２	小３	小４	小５	小６	中１	中２	中３	高１	高２	高３	高４
令和４年度	12,300	12,331	11,344	9,643	8,163	5,576	3,440	2,218	1,183	30	19	13	1
	20.7%	20.8%	19.1%	16.2%	13.8%	9.4%	50.3%	32.4%	17.3%	47.6%	30.2%	20.6%	1.6%
令和５年度	12,607	12,688	12,206	10,631	8,252	6,371	3,610	2,107	1,105	74	53	20	0
	20.1%	20.2%	19.5%	16.9%	13.1%	10.2%	52.9%	30.9%	16.2%	50.3%	36.1%	13.6%	0 %
令和６年度	14,529	13,140	13,357	11,858	9,765	6,739	4,122	2,435	1,258	118	59	25	5
	20.9%	18.9%	19.2%	17.1%	14.1%	9.7%	52.7%	31.2%	16.1%	57.0%	28.5%	12.1%	2.4%

※　表の上段：認知件数〔件〕　下段（青字）：校種ごとのその学年が占める割合　※　特別支援学校の認知件数は、学年別の人数を公表していないため、含まない。

【国】令和6年度													
	111,139	117,867	116,012	105,291	91,498	69,599	70,062	44,108	22,455	10,074	6,931	3,934	52
	18.2%	19.3%	19.0%	17.2%	15.0%	11.4%	51.3%	32.3%	16.4%	48.0%	33.0%	18.7%	0.2%

※　表の上段：認知件数〔件〕　下段（青字）：校種ごとのその学年が占める割合

2 いじめの状況　（5）いじめの発見のきっかけ

○　小・中学校、特別支援学校においては、認知したいじめの半数以上を学校の教職員等が発見している。
（小学校77.0%、中学校54.0%、特別支援学校72.5%）
○　いじめ発見のきっかけで一番多いのは、小・中学校では「アンケート調査など学校の取組により発見」（小学校67.0%、中学校38.9%）、高等学校は「本人からの訴え」（45.4%）、特別支援学校は「学級担任が発見」（60.9%）であった。

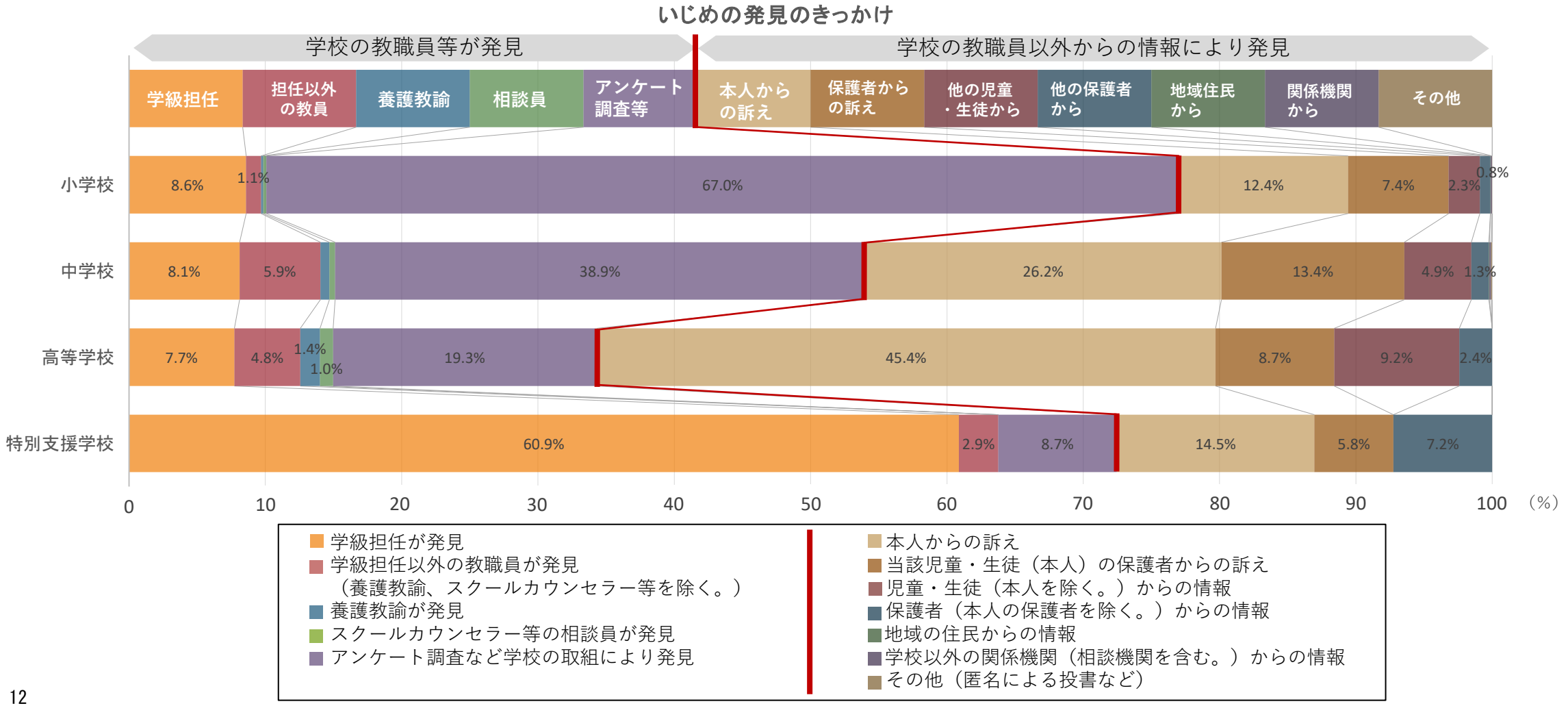

2 いじめの状況　（6）いじめられた児童・生徒の相談状況

○　いじめられた児童・生徒の相談状況については、いずれの校種においても、「学級担任に相談」が一番多くなっている。
（小学校90.9%、中学校80.6%、高等学校63.3%、特別支援学校89.9% ）
○　二番に多いのは、小・中・高等学校で「保護者や家族等に相談」、特別支援学校で「学級担任以外の教職員に相談」であった。
○　「誰にも相談していない」が、小学校1.1%、中学校2.2%、高等学校2.4%、特別支援学校0%であった。

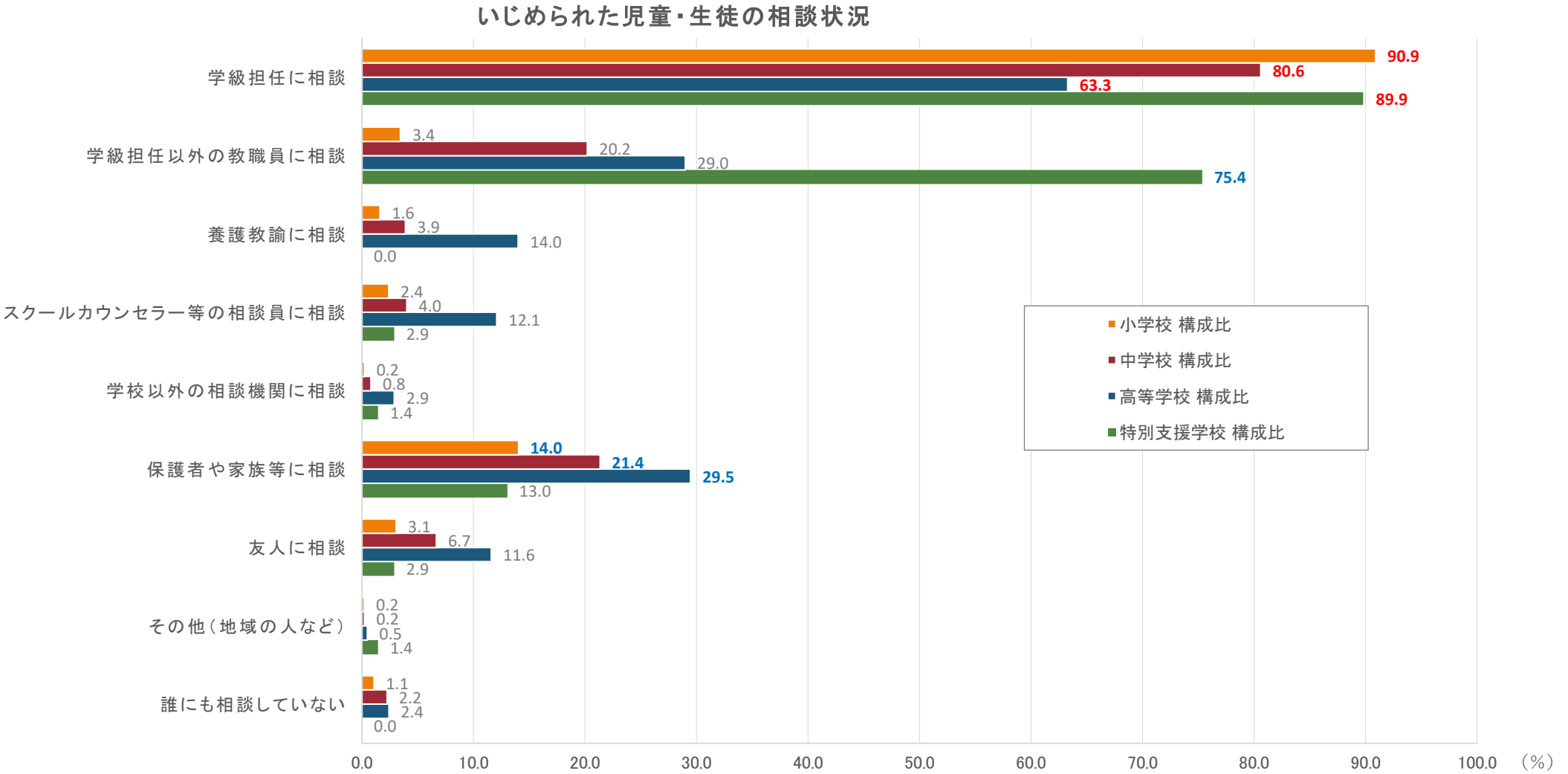

2 いじめの状況　（７）いじめの態様

○　一番多いのは、いずれの校種においても、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」である。
○　二番に多いのは、小・中学校では「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。」、高等学校では「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。」、特別支援学校では「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。」である。

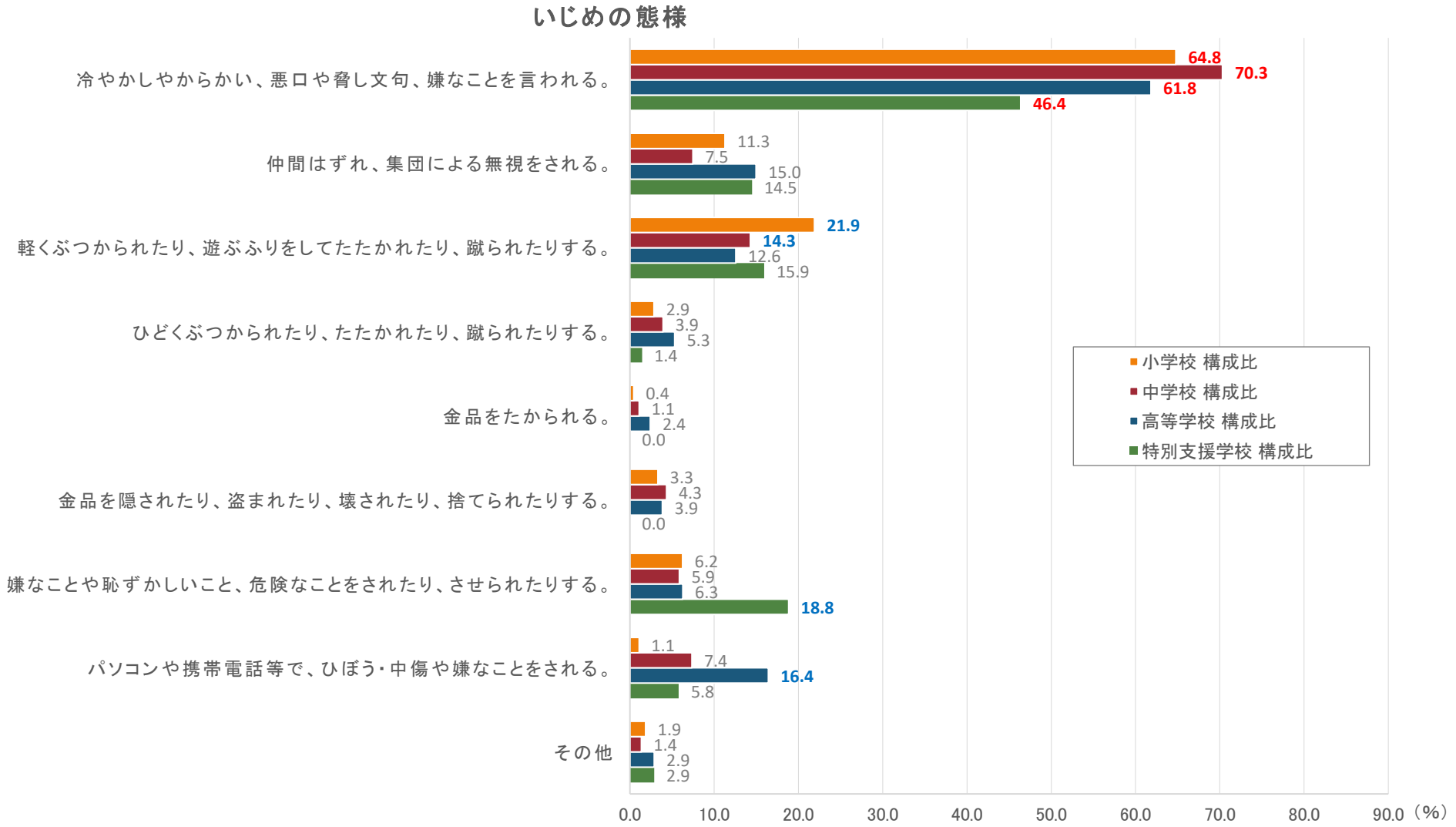

2 いじめの状況　（8）法第２８条第１項に規定する「重大事態」

○　令和６年度におけるいじめ防止対策推進法第２８条第１項に規定する「重大事態」の発生件数は122件（令和５年度107件、令和４年度48件）であり、
同項第１号に規定するものは66件（令和５年度52件、令和４年度25件）、 同項第２号に規定するものは74件（令和５年度71件、令和４年度29件）である。

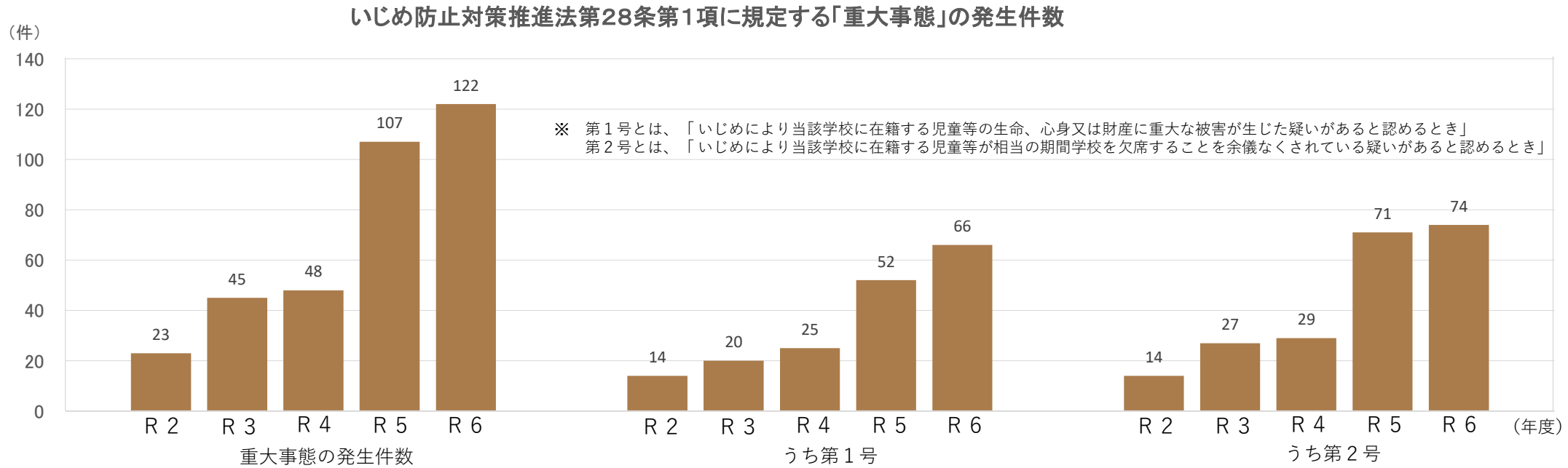

【都】	R２			R３			R４			R５			R６		
小学校	12(1%)			30(2.35%)			30(2.35%)			67(5.28%)			59(4.65%)		
	12(0.03%)	1号：6	2号：7	33(0.06%)	1号：16	2号：19	30(0.05%)	1号：15	2号：21	70(0.11%)	1号：30	2号：46	64(0.09%)	1号：35	2号：41
中学校	8(1%)			11(1.77%)			10(1.61%)			30(4.83%)			41(6.59%)		
	9(0.22%)	1号：6	2号：7	11(0.20%)	1号：3	2号：8	13(0.19%)	1号：6	2号：7	32(0.47%)	1号：18	2号：24	50(0.64%)	1号：25	2号：29
高等学校	2(1%)			1(0.42%)			2(0.85%)			4(1.70%)			4(1.71%)		
	2(4.17%)	1号：2	2号：0	1(3.57%)	1号：1	2号：0	2(3.17%)	1号：1	2号：1	4(2.72%)	1号：4	2号：0	4(1.93%)	1号：4	2号：2
特別支援学校	0(0%)			0(0%)			3(4.76%)			1(1.59%)			4(6.25%)		
	0(0%)	1号：0	2号：0	0(0%)	1号：0	2号：0	3(5.66%)	1号：3	2号：0	1(3.57%)	1号：0	2号：1	4(5.8%)	1号：2	2号：2
計	23(1.05%)			42(1.91%)			45(2.05%)			102(4.66%)			108(4.93%)		
	23(0.05%)	1号：14	2号：14	45(0.08%)	1号：20	2号：27	48(0.07%)	1号：25	2号：29	107(0.15%)	1号：52	2号：71	122(0.16%)	1号：66	2号：74

【国】R６		
537(2.82%)		
586(0.10%)	1号：296	2号：415
466(4.58%)		
543(0.40%)	1号：297	2号：322
239(4.29%)		
263(1.39%)	1号：167	2号：150
13(1.09%)		
13(0.36%)	1号：8	2号：10
1,255(3.49%)		
1,405(0.18%)	1号：768	2号：897

※　表の上段：重大事態が発生した学校数〔校・課程〕と（学校及び課程数に対する割合）
下段：重大事態の発生件数〔件〕と（認知件数に対する割合）
「１号」、「２号」は発生件数の内数。１件の重大事態が第１号及び第２号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

※　【国】は、国公私立のデータ

2 いじめの状況　（9）重大事態以前のいじめの対応、調査

○　重大事態のうち、52.5%は既にいじめとして認知していた。
○　重大事態調査の調査主体のうち、79.5%は当該学校が占めている。

「重大事態」について、重大な被害を把握する以前のいじめの対応状況

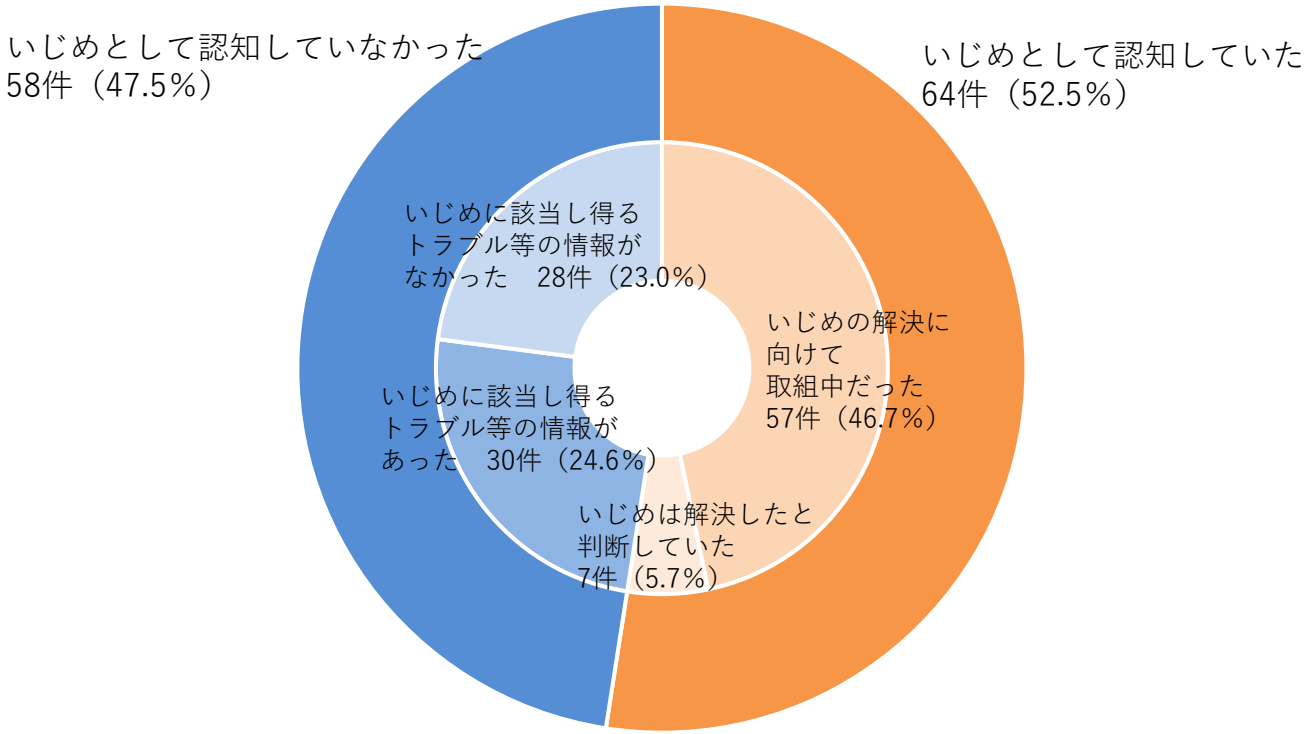

「重大事態」の調査主体別件数

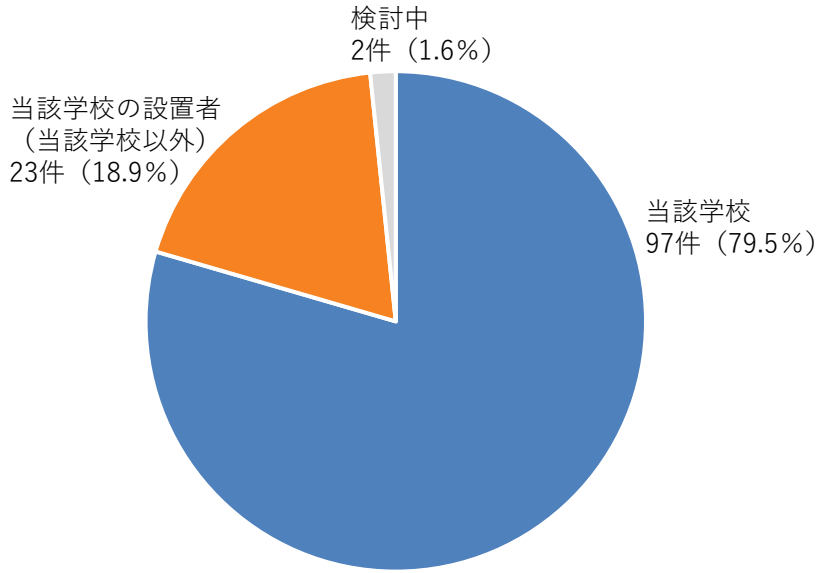

２ いじめの状況　（10）東京都教育委員会の取組

継続した取組

ア　都内公立小・中・高等学校等に心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置
イ　いじめやいじめの疑いのある状況を認知するため、年３回以上のアンケートの実施
ウ　「教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン」による24時間の電話相談、「相談ほっとＬＩＮＥ＠東京」によるＳＮＳ等教育相談、メール相談、来所相談の実施
エ　いじめ問題など、児童・生徒の安心・安全な校内環境を担保するための核となる人材の配置
オ　子供がいじめ防止について考え、話し合う「高校生いじめ防止協議会」での意見を今後の施策に反映
カ　「いじめ問題」への対応等を若手教員も含めて確認できるように作成した「いじめ防止啓発資料」といじめ問題等の理解を深めるための「いじめ問題等理解度確認e-ラーニング」の周知・啓発

今後の取組

ア　令和７年６月に策定した「いじめ総合対策【第３次】」の周知を徹底するとともに、いじめ問題の当事者である児童・生徒が、いじめ問題を身近なこととして捉え、考えることができるよう、いじめ総合対策【子供版】の活用について、高校生いじめ防止協議会で検討するなど、効果的な普及・啓発方法を検討する。
イ　いじめ重大事態の調査報告書等から、重大事態の発生要因やその対応等について、共通する課題や、解決に至った経緯等を参考に、いじめ重大事態への対処に関する必要な取組内容を検討する。

3 小・中学校における長期欠席の状況　（1）長期欠席児童・生徒数

○　長期欠席児童・生徒のうち、不登校児童・生徒数は小学校では13,296人、中学校では18,039人（合計31,335人）であり、令和５年度と比較して小学校で増加し、中学校では減少している。

調査について
「長期欠席者数」とは、令和７年３月31日現在の在学者のうち、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、令和６年度間に30日以上欠席した（連続したものであるか否かを問わない）児童・生徒数を集計したものである。

課程＼項目	病気	経済的理由	不登校	不登校 出現率(%)	その他	計
小学校	6,040 (6,175)	0 (0)	13,296 (13,275)	2.22 (2.21)	4,352 (3,747)	23,688 (23,197)
中学校	3,092 (3,137)	0 (0)	18,039 (18,451)	7.68 (7.80)	1,070 (918)	22,201 (22,506)
計	9,132 (9,312)	0 (0)	31,335 (31,726)	3.76 (3.79)	5,422 (4,665)	45,889 (45,703)

（ ）内は令和５年度

欠席理由について
【病気】本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者
【経済的理由】家計が苦しく教育費が出せない、児童・生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者
【不登校】何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者
【その他】「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者

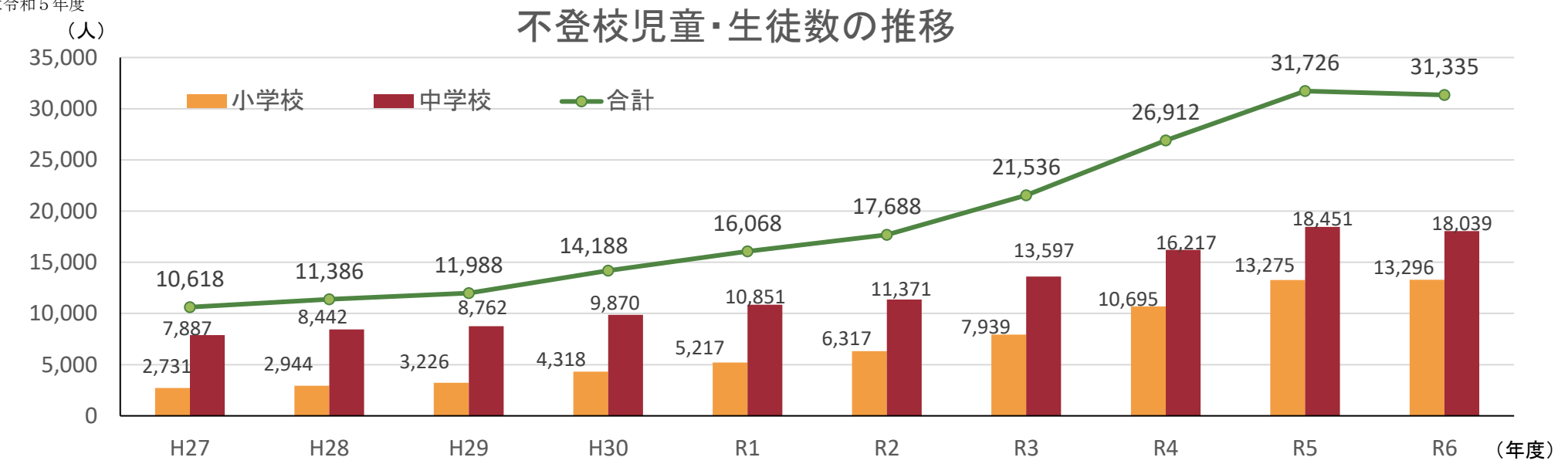

（２）不登校出現率・学校復帰率

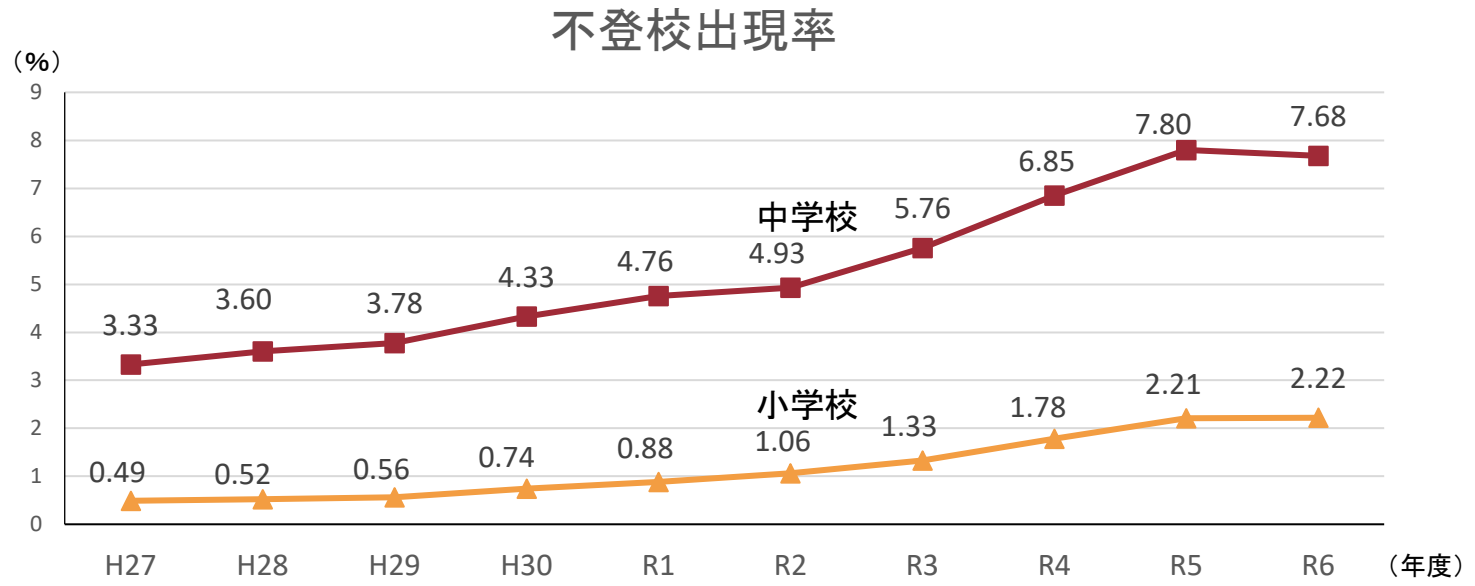

○　不登校出現率は、小学校2.22%、中学校7.68%であり、その割合は小学校は増加し、中学校は減少している。

「不登校出現率」
在籍児童・生徒数（学校基本調査による。）に占める不登校児童・生徒数の割合

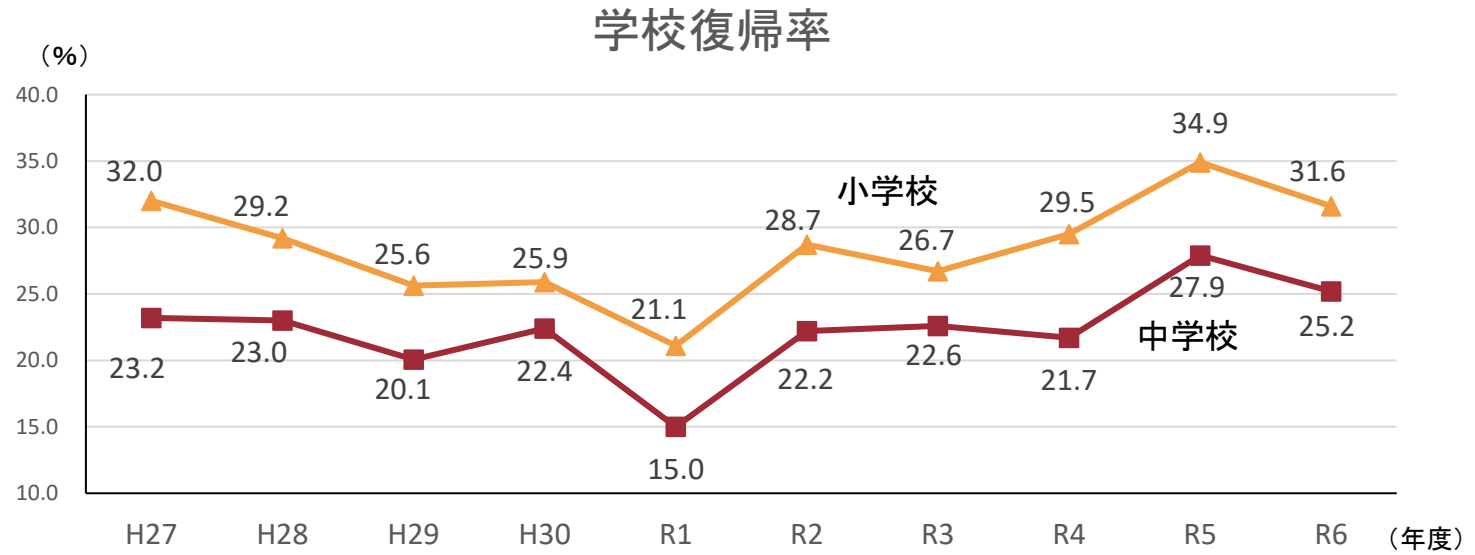

○　学校復帰率は、小学校31.6%、中学校25.2%であり、令和５年度と比較して、小・中学校ともに減少している。

「学校復帰率」
不登校児童・生徒のうち、「指導の結果登校する又は登校できるようになった児童・生徒」の割合

（３）新規不登校児童・生徒数の推移

10月29日公表以降
追加資料

○　不登校児童・生徒数のうち、新規不登校児童・生徒数は、小学校で6,699人（前年度7,739人）、中学校で6,917人（前年度7,655人）であり、小・中学校ともに前年度から減少した。
○　小・中学校合計の新規不登校児童・生徒数は13,616人（前年度15,394人）であり、前年度から減少した。

小学校

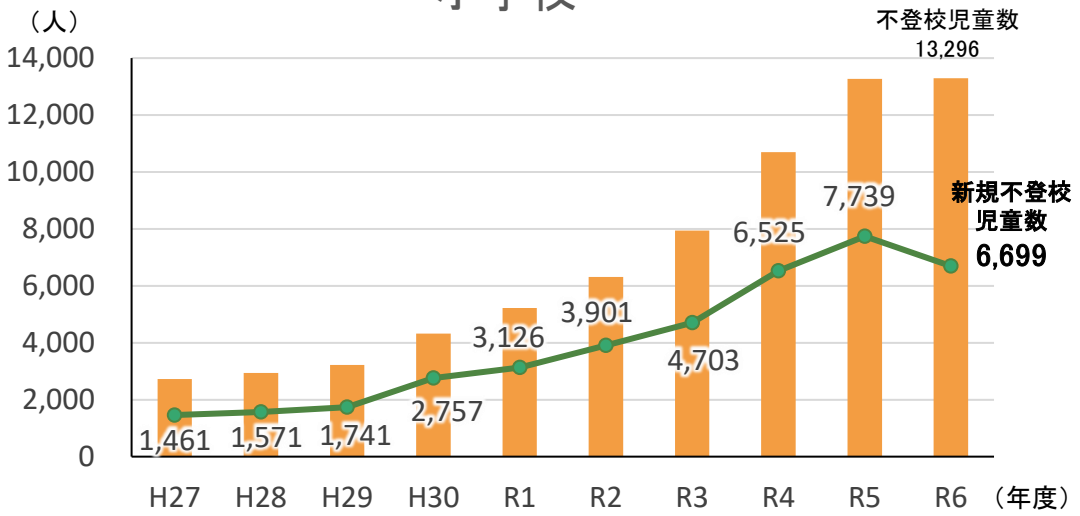

中学校

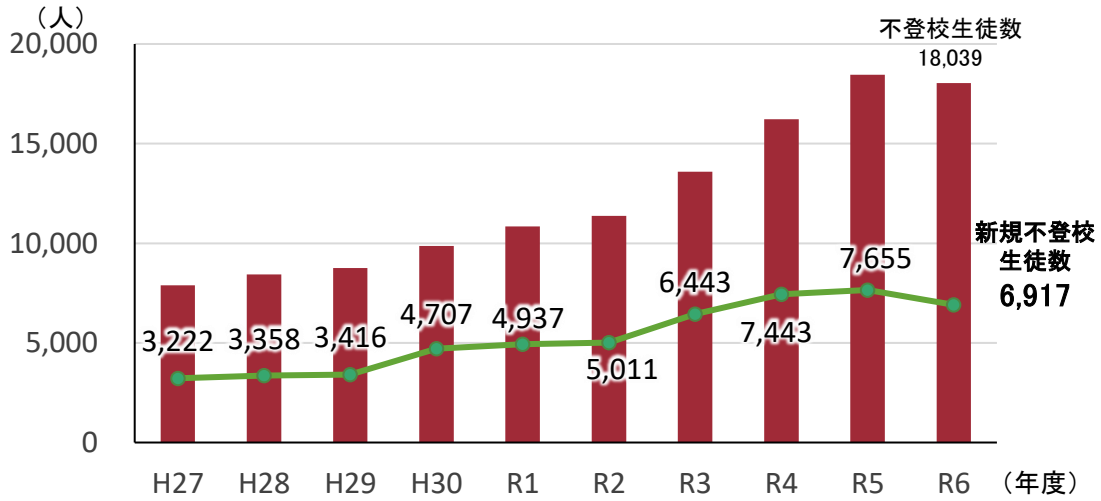

年度		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	不登校児童数	2,731	2,944	3,226	4,318	5,217	6,317	7,939	10,695	13,275	13,296
	うち、新規不登校児童数	1,461	1,571	1,741	2,757	3,126	3,901	4,703	6,525	7,739	6,699
中学校	不登校生徒数	7,887	8,442	8,762	9,870	10,851	11,371	13,597	16,217	18,451	18,039
	うち、新規不登校生徒数	3,222	3,358	3,416	4,707	4,937	5,011	6,443	7,443	7,655	6,917
合計	不登校児童・生徒数	10,618	11,386	11,988	14,188	16,068	17,688	21,536	26,912	31,726	31,335
	うち、新規不登校児童・生徒数	4,683	4,929	5,157	7,464	8,063	8,912	11,146	13,968	15,394	13,616

※　新規不登校児童・生徒数とは、前回調査では不登校に計上されていなかった者

３ 小・中学校における長期欠席の状況　（４）不登校継続率の推移

10月29日公表以降
追加資料

○　不登校継続率（前回調査で不登校に計上された児童・生徒のうち、今回調査でも不登校に計上された児童・生徒の割合）は、小学校68.8%（前年度72.8%）、中学校72.5%（前年度80.2%）であり、小・中学校ともに前年度から低下した。

小学校

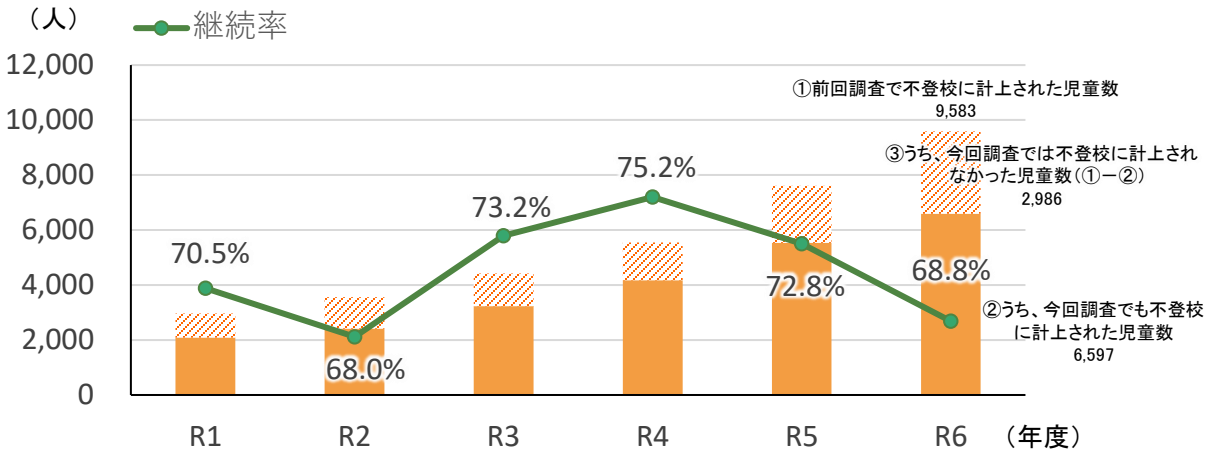

中学校

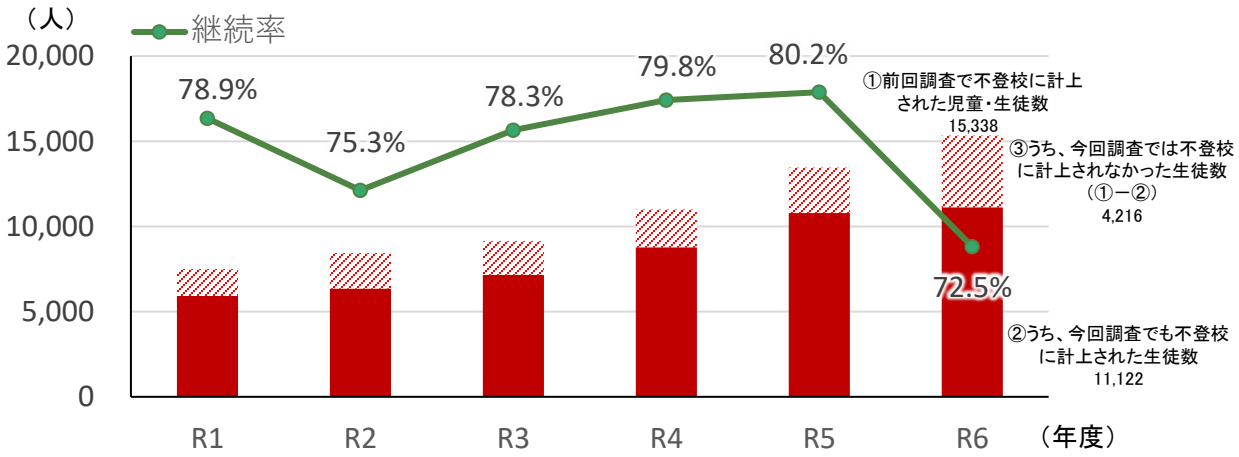

小学校	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①前回調査で不登校に計上された児童数（前年度の小１～小５）	2,965	3,553	4,422	5,543	7,603	9,583
②うち、今回調査でも不登校に計上された児童数（継続不登校児童数）	2,091	2,416	3,236	4,170	5,536	6,597
継続率（②/①）	70.5%	68.0%	73.2%	75.2%	72.8%	68.8%
③うち、今回調査では不登校に計上されなかった児童数（①－②）	874	1,137	1,186	1,373	2,067	2,986
	29.5%	32.0%	26.8%	24.8%	27.2%	31.2%

中学校	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①前回調査で不登校に計上された児童・生徒数（前年度の小６～中２）	7,497	8,441	9,133	10,998	13,461	15,338
②うち、今回調査でも不登校に計上された生徒数（継続不登校生徒数）	5,914	6,360	7,154	8,774	10,796	11,122
継続率（②/①）	78.9%	75.3%	78.3%	79.8%	80.2%	72.5%
③うち、今回調査では不登校に計上されなかった生徒数（①－②）	1,583	2,081	1,979	2,224	2,665	4,216
	21.1%	24.7%	21.7%	20.2%	19.8%	27.5%

※「①前回調査で不登校に計上された児童・生徒数」について
小学校における①の数：前回調査における小学校１～５年生の不登校児童数を合計した人数
（前回調査で小学校６年生だった不登校児童は、今回調査時点では卒業して中学生になっているため、「中学校における①の数」に計上）
中学校における①の数：前回調査における小学校６年生、中学校１、２年生の不登校児童・生徒数を合計した人数
（前回調査で中学校３年生だった不登校生徒は、今回調査時点では卒業しているため、「中学校における①の数」から除く。）

（５）新規不登校児童・生徒数及び不登校継続率の推移

10月29日公表以降
追加資料

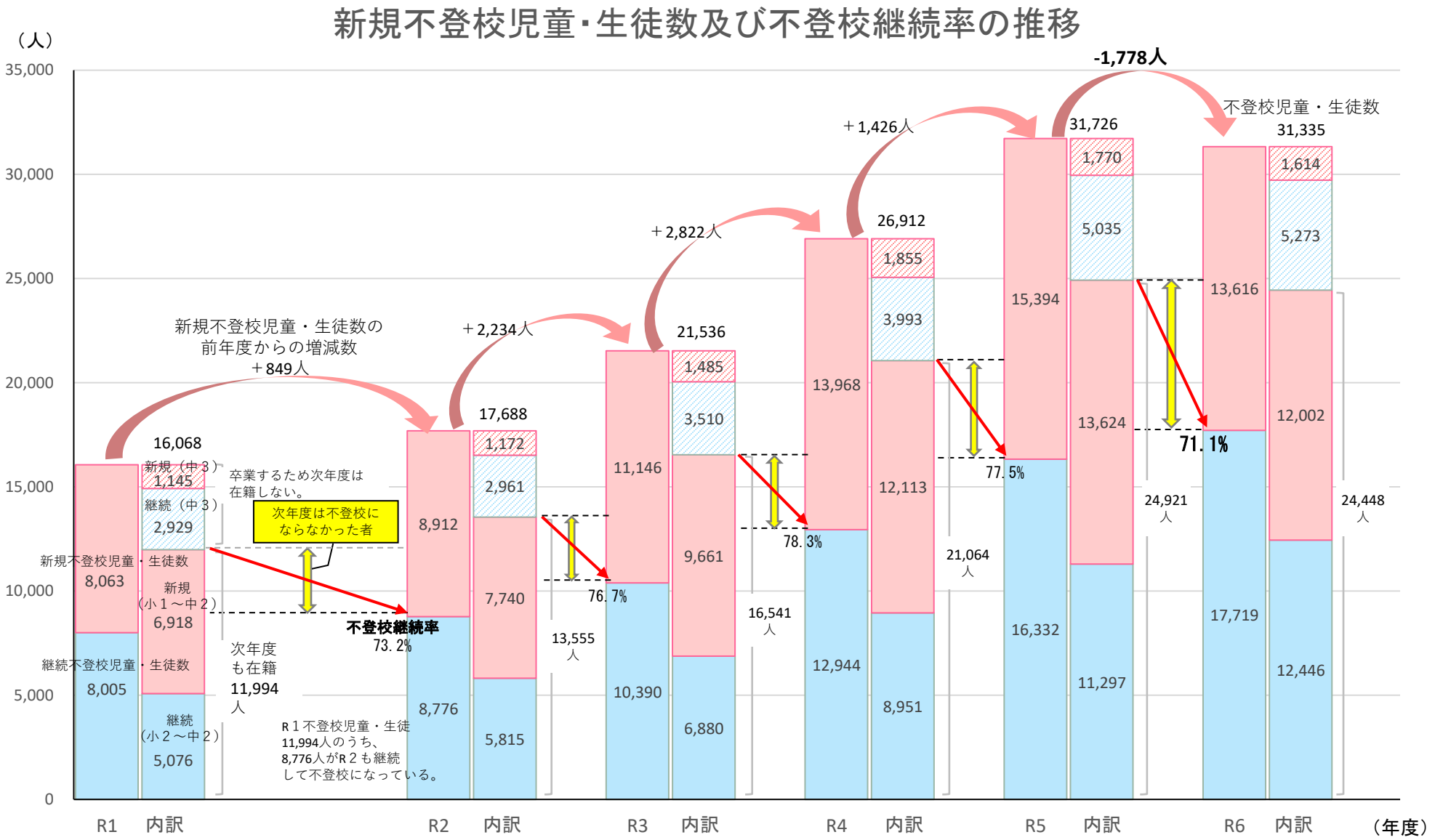

3 小・中学校における長期欠席の状況　（6）不登校児童・生徒について把握した事実

○　「不登校児童生徒について把握した事実」は、小・中学校ともに「学校生活に対してやる気が出ない等の相談」が最も多く、次いで「不安・抑うつの相談」、「生活リズムの不調に関する相談」が多い。

「不登校児童生徒について把握した事実」に係る変更点
令和６年度の様式から「⑮左記に該当なし」が追加された。

不登校児童生徒について把握した事実（複数回答可）

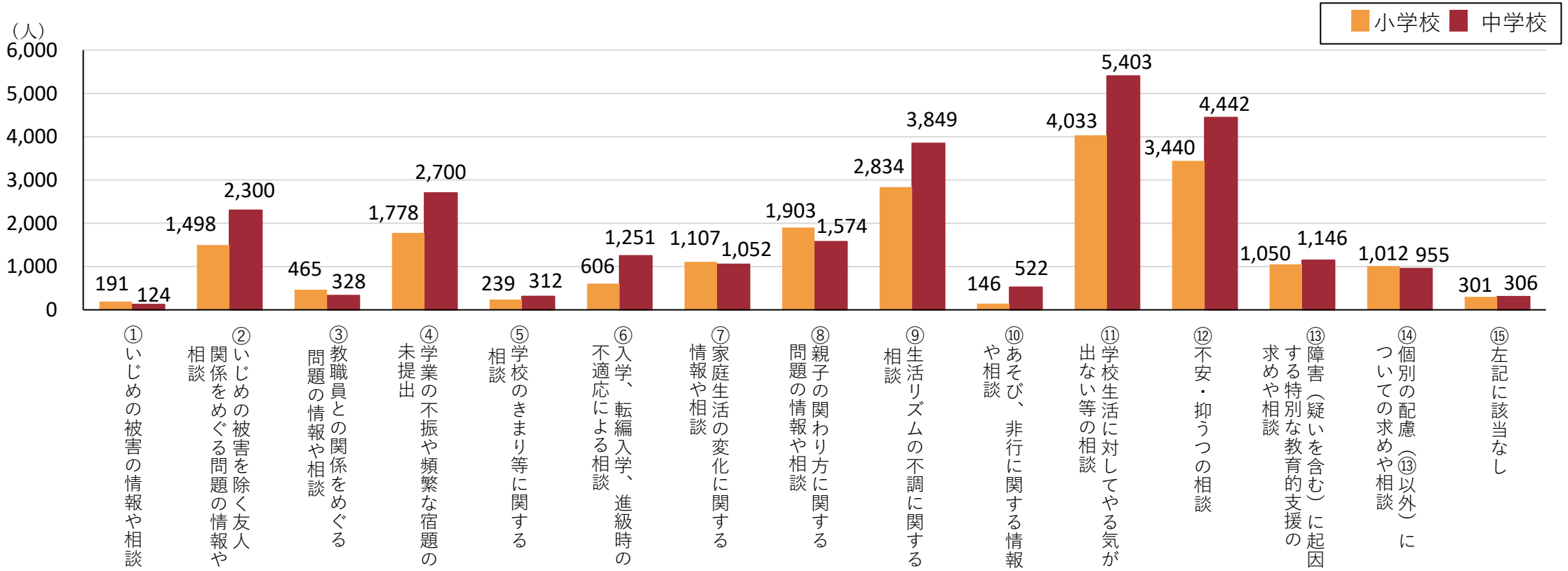

※　「不登校の児童生徒について把握した事実」については、「長期欠席者の状況」における「不登校」と回答した不登校児童・生徒全員につき、必ず１つ以上回答している。なお、該当する不登校児童・生徒について、令和６年度以前に把握した事実も回答している。
※　「相談」は、学級担任等の教職員やスクールカウンセラー等の相談員等と本人や保護者との相談である。

（７）東京都教育委員会の取組

継続した取組

ア　中学校における不登校の子供へのきめ細かい支援を実現するため、不登校対応巡回教員が巡回する学校を増加

イ　中学校において、校内分教室に教員を配置し、生徒一人一人の状況に応じた柔軟な学びを実現するため、チャレンジクラスを増設

ウ　学級で過ごすことが難しい児童・生徒の居場所を確保するため、校内に支援員を配置し、一人一人の状況に応じた支援を実施

エ　児童・生徒の相談等に対応するため、スクールカウンセラーを全公立小・中学校に配置

オ　区市町村のスクールソーシャルワーカーの対応力向上・活用促進を図るため、都立学校「自立支援チーム」の派遣及び都内全てのスクールソーシャルワーカーの専門性向上に向けた研修を実施

カ　不登校児童・生徒の学びの場を確保するため、教育支援センターの新規設置や機能強化を図る取組、学びの多様化学校の設置の取組について区市町村を支援

キ　仮想空間（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）を活用した居場所・学びの場を区市町村に提供

ク　教職員の対応力向上を図るため、不登校児童・生徒の効果的な対応事例をデータベース化し、都教育委員会のウェブサイトに掲載

ケ　不登校対応のためのチャレンジクラス配置校、不登校対応巡回教員担当校、学びの多様化学校、教育支援センター、フリースクールの教職員等が一堂に会した協議会等を実施

コ　学びの多様化学校において、在籍生徒への支援の充実を図るため、進路指導、学校内外の専門機関等との連携に関する助言等を行う学びの多様化学校巡回教員を設置

サ　子供が抱える困難の解決や軽減・緩和に向けた組織的な連携・支援体制を構築するため、教職員と外部人材をつなぐ教育相談主任を設置

今後の取組

ア　不登校児童・生徒の事例データベースを活用したオンデマンド研修を実施し、校内研修等で活用して不登校児童・生徒に対する効果的な支援に資する教職員の専門性向上を図る。

イ　不登校児童・生徒の多様なニーズに応え、きめ細かい支援の充実を図るため、不登校対応巡回教員の研修機会の充実を図り、専門性向上に向けた研修を実施する。

4 高等学校における長期欠席・中途退学等の状況　（１） 長期欠席生徒数

○　都立高等学校全体の長期欠席者数のうち、不登校生徒数は全日制2,091人、定時制3,298人、合計5,389人であり、令和５年度と比較して全日制・定時制ともに増加している。

調査について
「長期欠席者数」とは、「生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、令和６年度間に30日以上欠席した（連続したものであるか否かを問わない）生徒数を集計したものである。

課程＼項目	病気	経済的理由	不登校	出現率(%)	その他	計
全日制	761 (904)	8 (11)	2,091 (2,067)	1.77 (1.77)	89 (126)	2,949 (3,108)
定時制	190 (301)	23 (22)	3,298 (3,266)	33.22 (34.89)	46 (49)	3,557 (3,638)
計	951 (1,205)	31 (33)	5,389 (5,333)	4.20 (4.22)	135 (175)	6,506 (6,746)

( )内は令和５年度

欠席理由について

【病気】本人の心身の故障等(けがを含む。)により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者
【経済的理由】家計が苦しく教育費が出せない、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者
【不登校】何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者
【その他】「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者

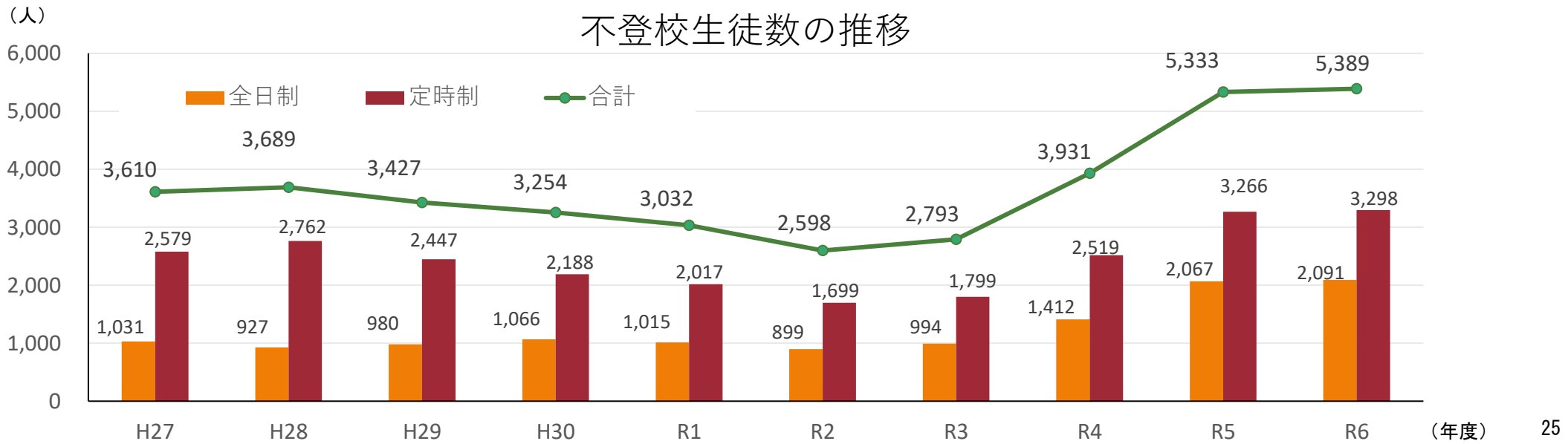

（２） 不登校出現率・学校復帰率

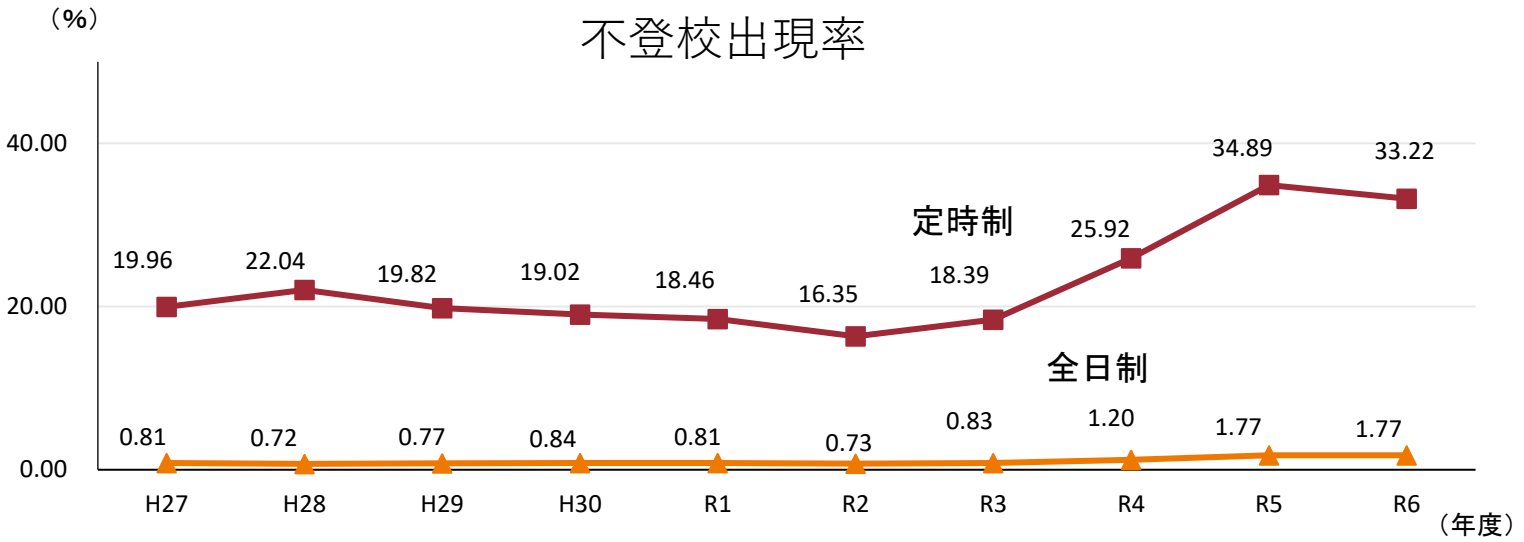

○ 不登校出現率は、全日制1.77%、定時制33.22%であり、その割合は令和５年度と比較して全日制は同率、定時制は減少している。

「不登校出現率」
在籍生徒数（学校基本調査による。）に占める不登校生徒数の割合

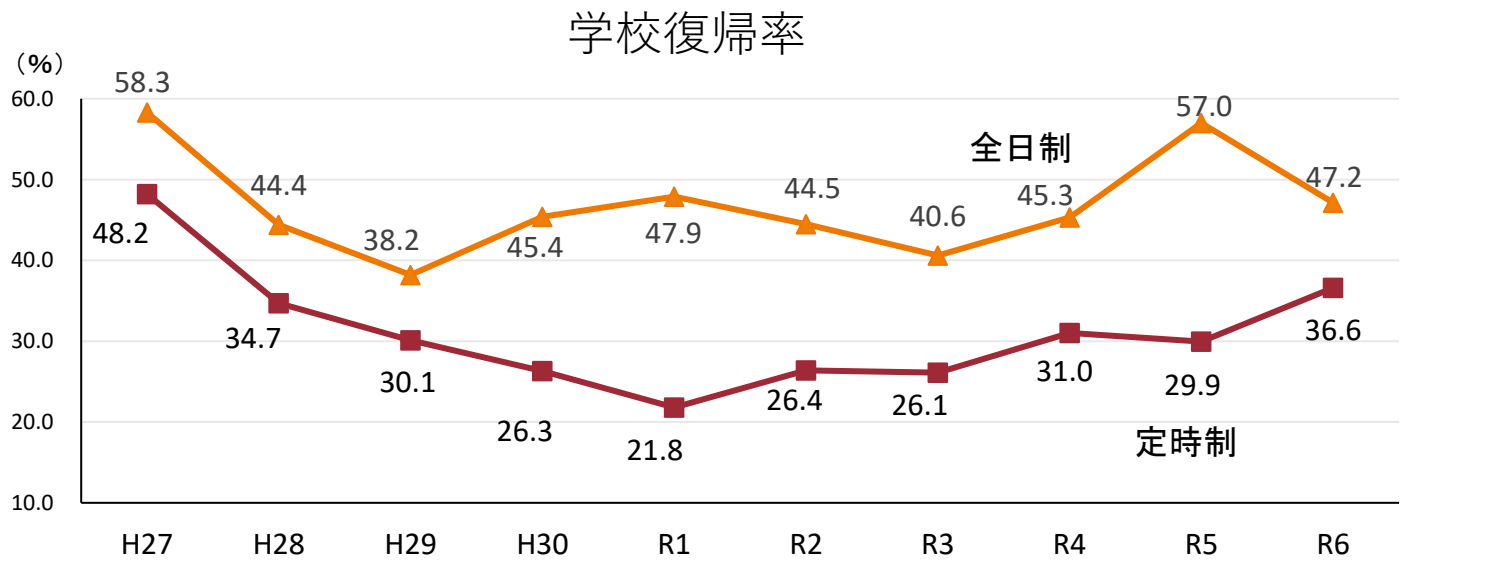

○ 学校復帰率は、全日制47.2%、定時制36.6%であり、その割合は、令和５年度と比較して、全日制は減少し、定時制は増加している。

「学校復帰率」
不登校生徒のうち、「指導の結果登校する又は登校できるようになった生徒」の割合

（３） 新規不登校生徒数の推移

10月29日公表以降
追加資料

○　不登校生徒数のうち、新規不登校生徒数は3,506人（前年度3,386人）であり、前年度から増加した。

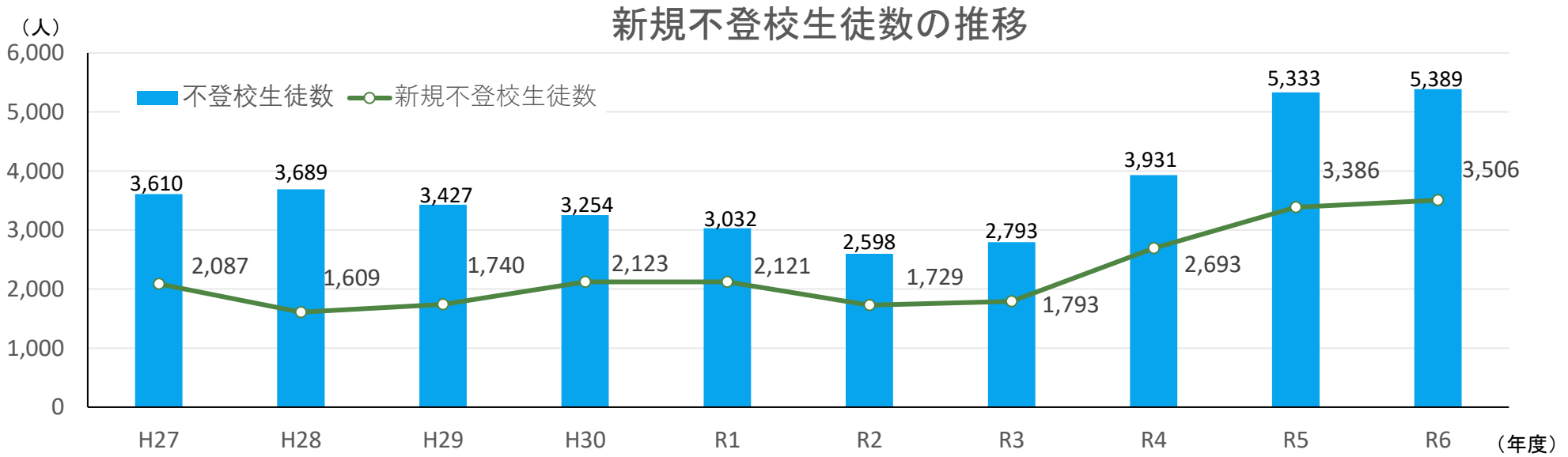

年度			H27	H28	H29	H30	R１	R２	R３	R４	R５	R６
高等学校	不登校生徒数		3,610	3,689	3,427	3,254	3,032	2,598	2,793	3,931	5,333	5,389
		うち新規不登校生徒数	2,087	1,609	1,740	2,123	2,121	1,729	1,793	2,693	3,386	3,506
		うち継続不登校生徒数	1,523	2,080	1,687	1,131	911	869	1,000	1,238	1,947	1,883

※　新規不登校生徒とは、前回調査では不登校に計上されていなかった者
※　継続不登校生徒とは、前回調査で不登校に計上された者のうち、今回調査でも不登校に計上された者
（高等学校においては、学年別で調査していない単位制の生徒が含まれるため、継続率は算出できない。）

4 高等学校における長期欠席・中途退学等の状況

（４）中途退学・原級留置者数

○　都立高等学校の退学者数は、2,217人であった。
○　全日制では、１校当たり平均退学者数7.0人、対生徒比率（退学率）は1.1%であり、前年度と比較すると、退学者数は168人の増加、１校当たり平均退学者数は0.9ポイント増加、対生徒比率（退学率）は0.2ポイント増加であった。
○　定時制では、１校当たり平均退学者数13.6人、対生徒比率（退学率）は7.3%であり、前年度と比較すると、退学者数は54人の減少、１校当たり平均退学者数が1.0人の減少、対生徒比率（退学率）は1.0ポイント減少であった。
○　通信制では、退学者数236人（214人）、対生徒比率（退学率）は13.7%であった。

調査について
「退学者」とは、令和６年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規程（いわゆる飛び入学）により大学へ進学した者は含まない。また、退学者一人につき複数の理由がある場合には主たる理由を一つ選択している。

高等学校における中途退学者数の状況

項目	中途退学者数（人）	退学率（%）
全日制	1,259（1,091）	1.1（0.9）
定時制	722（776）	7.3（8.3）
通信制	236（214）	13.7（12.7）

（ ）内は令和５年度

中途退学の主な理由

項目	学業不振	学校生活・学業不適応	進路変更
全日制	127（183） 10.1%（16.8%）	585（490） 46.5%（44.9%）	462（356） 36.7%（32.6%）
定時制	57（22） 7.9%（2.8%）	310（395） 42.9%（50.9%）	287（297） 39.8%（38.3%）
通信制	79（37） 33.5%（17.3%）	67（80） 28.4%（37.4%）	66（84） 28.0%（39.3%）

表中の%は中途退学者数に対する割合
（ ）内は令和５年度

高等学校における原級留置者数［単位制を除く］

項目	原級留置者数（人）	対生徒比率（%）
全日制	171　（253）	0.2　（0.2）
定時制	71　（62）	4.1　（3.4）

（ ）内は令和５年度

中途退学者数・退学率の推移

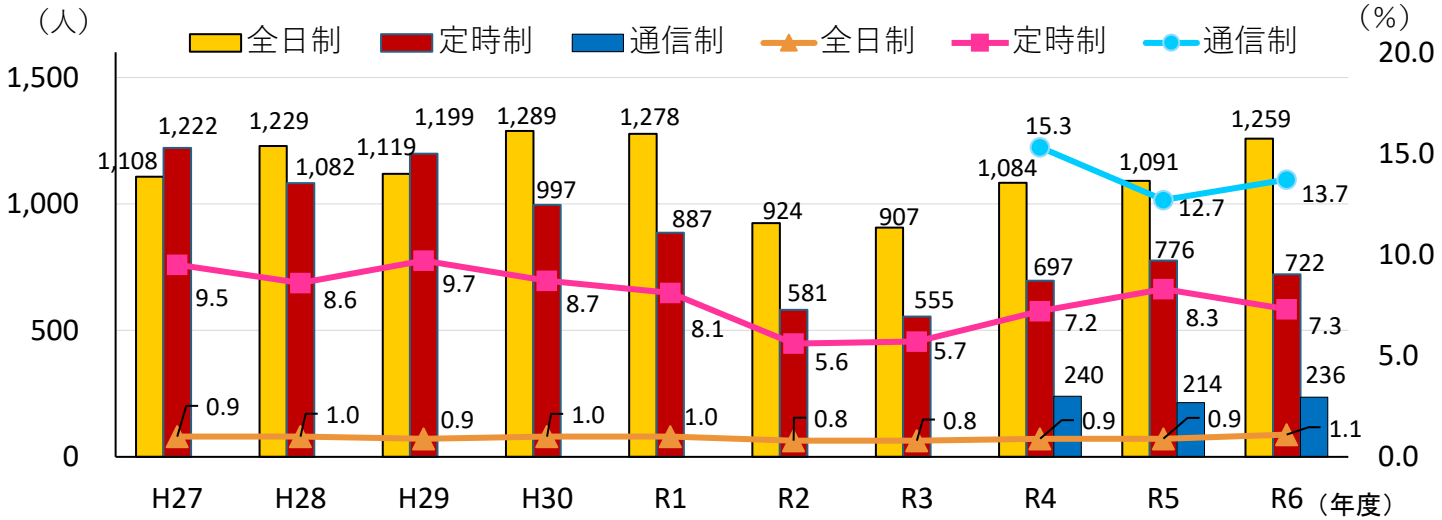

（５）東京都教育委員会の取組

継続した取組

ア　昼夜間定時制高等学校、チャレンジスクール、エンカレッジスクール等を設置し、小・中学校での不登校や高等学校での中途退学を経験した生徒に対し、個に応じた教育課程の編成や指導・支援を充実

イ　「校内別室指導推進事業」として、不登校や教室の雰囲気に馴染めない生徒に対して校内に居場所（別室）を設置し、オンライン学習教材の提供及び支援員による学習指導や相談等により登校を支援

ウ　全校（全課程）にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の構築や教育相談活動の充実を図るとともに、生徒の学校生活への適応や学校復帰への支援を実施

エ　都立高等学校等にユースソーシャルワーカーを含む自立支援チームを派遣し、支援を要する生徒等に対するきめ細かな相談等を実施し、社会的・職業的自立の促進

オ　「都立学校版コンディションレポート」により、ＩＣＴを利活用し、学校が支援の必要な生徒を発見するとともに、生徒自身が心身の状況について理解を深め、自らの健康をコントロールし改善できるよう支援

カ　全ての定時制課程と希望する全日制課程において、グループエンカウンター等の「人間関係づくりのためのプログラム」を実施

キ　全ての都立高等学校において、生活指導の強化等の具体的な目標を掲げた「中途退学防止改善計画書」を作成し、中途退学防止に向けた組織的な取組を推進

今後の取組

ア　全ての都立高等学校等において、より相談しやすい環境を整えるため、スクールカウンセラーのオンライン予約システムを導入する。

イ　オンラインを活用し、生徒が自宅等においてもスクールカウンセラーとの面談が実施できる仕組みを構築する。